

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和6年第9回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年9月12日（木）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時18分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村 明慶 教育長	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員
	久保田 善彦 委員	土肥 和久 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	加藤 鉄也 学校ICT推進課長
	秋元 康裕 学力定着推進課長	富本 保明 教育指導課長	神保 義博 こども支援センターげんき所長
	鈴木 淳子 教育相談課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	武内 新之介 学校施設管理課長	松本 令子 学務課長	物江 耕一郎 青少年課長
	楠山 慶之 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長	齊藤 ひろみ 子ども施設指導・支援課長
	柳瀬 晴夫 保育・入園課長	樋口 清二 私立保育園課長	小田川 佳剛 幼稚園・地域保育課長
	蜂谷 勝己 学童保育課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
	依田 保 地域のちから推進部長	中島 宣幸 地域文化課長	大久保 慎也 中央図書館長
	臺 富士夫 中部地区建設課長	神山 和洋 東部地区建設課長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	
欠 席 者	高橋 徹 こども家庭相談課長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 6 年 9 月 1 2 日

第 9 回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから、本年第 9 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に久保田委員、土肥委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 7 8 号議案「足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 7 8 号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、7 ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。学童保育室の入室申請書のうちの入室申請における同意事項に関しまして、記載のとおり、預かり保育利用給付等認定に使用することというような規定を加えるものでございます。

施行年月日、経過措置は、記載のとおりでございます。

詳細は、8 ページ以降の表と申請書を見ていただければと思います。

私からは以上になります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 7 8 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより、第 7 8 号議案「足

立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則」を、採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次の日程第 2、第 7 9 号議案及び日程第 3、第 8 0 号議案は、足立区教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項のただし書きによる、人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第 7 9 号議案及び第 8 0 号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

—————(非公開議案審議中)—————

次に、日程第 4 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 4、第 8 1 号議案「『東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第 8 1 号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料 1 4 ページをお開きください。

第 8 1 号議案「東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約」、こちらの契約に当たりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

資料 1 4 ページの項番 1 から 9 まで、契約の相手方や契約金額は、記載のとおりとなっております。

項番 8 「工期」でございますが、令和 7 年 2 月 2

8日までを予定しています。項番10「工事内容」でございます。校庭の人工芝の改修工事ほか、校門の改修工事等が含まれております。

この内容を踏まえまして、教育委員会として異議のないものとしてご提案いたしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第81号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

土肥委員。

○土肥委員 1点質問したいのですが、主に人工芝の工事だと思うのですが、この学校のことについて何か意見があるということではなくて、学校を視察したり、自分が校長を経験してきて感じていたことなのかもしれませんが、人工芝は、10年程度経つと、かなり劣化が激しくなっている現状を見てきました。

それで、黒いチップだけになって、ほとんど芝という状況ではないという状況がある中で、十何年で順番で改築、張り替えをしているのですという意見も聞くのですが、もう一回精査をして、やはり各小学校でかなりの率で人工芝になっていると思うので、そのあたりの張り替えの工事を急いであげた方がいいのではないかという思いを私はしています。

さらに、子どもが使って劣化がどんどん進んでいるというよりも、どちらかというと開放団体の、多分主にサッカーだと思うのですが、大人や子どもがサッカーを目いっぱいやっているような学校では、劣化が非常に激しくて、その影響が子どもたちのいい環境で遊べる、活動できるというのが、かなり疎外されている状況が見受けられるので、そのあたりは、要望なのですけれどもできるだけ早く改修を進めてほしいというのと、一度人工芝を精査して、調査をしてほしいというのが、私の思いです。

○教育長 学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 委員のご指摘のとおり、人工芝

につきましては、設置から約12年、耐用年数を見て12年後に全面的張り替えの工事を原則としております。また、年に一度、人工芝を起こしたりですか、人工黒チップですね。ゴムチップを補填したりですか、そういったところを我々のほうでやっております。

そういった調査の結果を踏まえながら、張り替えの時期については個別に対応していきたいと思っております。

○教育長 地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 私どものほうで学校開放団体を所管しておりますので、私から少し補足をさせていただきますと思います。私どものスポーツ施設でも今、人工芝の施設を建設する準備をしておりますので、人工芝について少し調べをさせていただいている経緯もございます。

今、担当の課長からも答弁がございましたが、やはり10年前後で劣化して入れ替えが必要ということで、各事業者さんからご提案を頂いているところでございます。学校開放について、やはりたくさん利用されている学校、例えばですけれども、今一番登録団体が多いのは梅島小学校になっています。四中が使えない関係で多くなっているのですが、学校開放団体で利用頻度が高くなれば、メーカーさんも、やはり利用頻度に応じて劣化が進むということでコメントいただいておりますが、学校開放事業そのものが地域に開かれた学校というか、貴重な地域資源の一部でもありますので、学校開放の在り方そのものについては検討させていただきたいと思っておりますが、当面のところは今の使用状況を、現行ルールを適用させていただいて、学校開放で校庭を使わせていただきたいと思っているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。では、ほかにご質問はございますか。

倉橋委員。

○倉橋委員 どうしても芝に関しても12年というスパンがあって、こうやって新しく人工芝にしなければ

ばならない学校もあるので、なかなか、ではどんどん人工芝を換えたりというのは難しいと思うのですが、ただやはり、どうしても学校を訪問して見てみると、夏休みの間に今人工芝を補修していますなどというのを聞いていても、やはりこれだと子どもたちがかわいそうだなと見受けられるので、そこら辺は丁寧に見ていただきたいというところが要望としてありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ということで、要望でございますが、その辺は個別によく調査といいますか、確認していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第81号議案「『東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を、採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第82号議案「『東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第82号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料19ページをお開きください。

東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更に関しまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

項番1、契約の相手方は記載のとおりでございますが、項番2のところに、契約の金額がございします。当初から今回3回目の契約変更となりまして、契約金額は5億3,900万円余となっております。前

回より477万円余、増額になっております。当初から比べますと、この3回のところで増加率は10%を超えておりますので、今回議案として付するものでございます。

この変更の理由でございますが、20ページをお開きください。項番7のところにございます。今回3回目の変更でございますけれども、こちらは配管の延長に伴いまして、仕様が変更になったことによって増加したものでございます。

内容を踏まえまして、教育委員会としては異議ないものとしてご提案をしたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第82号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

倉橋委員。

○倉橋委員 ちょっとした疑問なのですが、配管延長というのは関連工事となっているので、もともと「このように配管しますよ」というところが変更になったということですよね。それというのは、最初からそういうことは予想できなかったのかというか。こんなに金額が上がらなければいけないくらい工事をする。延長するための配管の仕様が変わるからということなのでしょうけれども、そんなに当初の予定よりこの金額を上げなければならないのがなぜなのか、というのが疑問なのですけれども。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 例えば、天井の中にはかなりの配管、いろいろな関連工事とか建築工事ですとか給排水工事、様々な配管が入っておりまして、一定程度見越して計画は進めているのですけれども、やはり現場をつくる際に、こういう配管を逃げて配管を延長しなければいけないですとか、一定程度、例えば90メートルを超えると配管を太くしなければならないというデッドラインがありまして、それを超えてしまうとやはり、管の径を太くしないと空調

の性能が担保できないということで、一定基準を超えるとどうしても配管の口径を確保しなければならないということがございまして。委員のおっしゃるように想定はしているのですけれども、現場を施工する際に若干変更が生じるということでございます。

○倉橋委員 そうなのですね。ありがとうございます。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、これより、第82号議案「『東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について』に関する教育委員会の意見について」を、採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第83号議案「『やよい図書館の書架・什器の購入について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第83号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料25ページをお開きください。

「やよい図書館の書架・什器の購入について」、こちらの契約に当たりまして、区長より意見を求められているものでございます。契約の相手方や契約金額は記載のとおりでございます。購入の内容でございますが、項番10になります。こちらの(1)から(5)にございますように、書架及び什器を購入するというものでございます。

この契約内容を踏まえまして、教育委員会としては異議ないものとしてご提案をしたいと思っております。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○教育部長 ただいま、説明がありましたので、こ

れより本案の審議に入ります。第83号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

早川委員。

○早川委員 こういうものも、先ほどの配管のような形で、値段が変わってくるとか、そういうこともありえるのですか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 金額につきましては、こちらについては予定の価格ということになっております。

若干の金額の変更はある可能性がございます。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第83号議案「『やよい図書館の書架・什器の購入について』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。次に、日程第7を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第84号議案「『理科教育設備物品の購入について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第84号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。29ページをお開きください。

理科教育設備物品の購入について、足立区長より意見を求められているものでございます。契約の相手方や契約金額は記載のとおりでございます。この契約の内容でございますが、項番10(1)、(2)にございますが、顕微鏡や鉄製スタンドなど、理科教育設備整備のための物品となっております。

この内容を踏まえまして、教育委員会として異議ないものとしてご提案いたしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第84号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

倉橋委員。

○倉橋委員 千寿小学校「外」（がい）ということは、千寿小学校には顕微鏡が入らないということでしょうか。

○教育長 学校支援課長。

○学校支援課長 千寿小学校ほか101校ということですので、千寿小学校含めて102校ということになります。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより、第84号議案「『理科教育設備物品の購入について』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第8を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第85号議案「『令和5年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第85号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料33ページをお開きください。令和5年度の一般会計の決算になります。詳細は34ページ、35ページにございます。34ページは、補助金などの歳入になっておりまして、35ページは、事業を行うときの経費、歳出になっております。

この中身でございますが、詳細は数字だけになっておりますけれども、学校改築やICTの整備など、教育環境の整備、備えに加えて、学力向上施策、教育・保育の質の向上など、子どもたちにとって必要な施策に適切に予算が使われたものでありますので、教育委員会といたしましては異議ないものとして、ご提案したいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第85号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより、第85号議案「『令和5年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）』に関する教育委員会の意見について」を、採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

教育委員会事務局外の幹部職員で、以下の審議に関係しない方については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

次に、日程第9、教育長報告を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了しましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、（1）について、田巻教育政策課長お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 37ページをお開きください。

令和7年度の入学式・卒業式等の日程でございます。例年、4月6日から学校は稼働し出すわけですが、来年度、暦の関係で4月6日が日曜日でございますので、翌7日、月曜日以降ですね、入学式等を開催していくという運びになっております。日程詳細につきましては、資料に記載のとおりでござい

ざいます。私からは以上です。

○教育長 次に、(2)について、加藤学校ICT推進課長お願いします。

学校ICT推進課長。

○学校ICT推進課長 お手数ですが、報告資料38ページをお願いいたします。

デジタル採点システムの検証結果のご報告でございます。校務DXの一環として、現在10校に導入されているデジタル採点システムの導入の検証結果についてのご報告でございます。検証結果でございますが、項番2のとおり、1人当たりの採点にかかる時間が62%の削減、データの作成については87%の時間の削減という形になっております。今後、全中学校等に周知して展開をしていければと考えているところでございます。私からは以上です。

○教育長 次に、(3)について、秋元学力定着推進課長お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 恐れ入ります。資料の40ページを御覧ください。

令和6年度の「全国学力・学習状況調査」の調査結果のご報告になります。本年4月18日に実施した学力調査の結果です。

項番3の調査結果の概要として記させていただいておりますけれども、国との正答率との差ということで、小学校につきましては、国語が昨年度に比べてマイナスになってしまったというところと、それから算数はプラス1.0ポイントということで依然上回っているところでございます。中学校につきましては、国語、数学いずれもマイナス0.6ポイントということで国の正答率は下回っておりますが、徐々に差を縮めてきているというところでございます。

41ページ以降、今の結果をグラフと表で記しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。私からは以上です。

○教育長 次に、(4)から(6)までについて、富本教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 失礼いたします。43ページをお開きください。件名、所管名はそこに書いてあるとおりでございます。本アンケートでございますが、この4月から開設しましたSSRの指導員、指導を行ってくださっている先生方を対象としたアンケートの結果でございます。

項番1にございます、アンケートの実施対象でございます33名のお子さんたちを日頃指導される先生方が御覧になって、どのような変容が見られたかということ(2)の質問内容に挙げさせていただいております、こちらの質問をさせていただきました。

項番2の結果にございますとおり、課題・宿題などの取組状況に一部課題はありますが、登校状況や友人関係ともに、利用生徒の3割以上が改善したと答えていただいております。このことから、SSRの開設を行ったために、登校へのハードルが下がり、不登校の未然防止に効果があったのではないかと我々は考えております。44ページ、45ページ、46ページにその詳細を載せておりますので、後ほどお目通しいただければと思っております。

46ページの項番4でございます、今後の方針でございますが、令和7年度、次年度は新規設置校6校を予定しております。その後、令和9年度までの3年間で区内全中学校に開設していけるよう、今努力いたしているところでございます。SSRにつきましては以上でございます。

続きまして、48ページをお開きください。「『令和6年度第1回学校生活及びいじめに関するアンケート調査』報告について」でございます。こちらは項番1にございますように、年3回行っているいじめアンケートの6月の結果でございます。項番3に結果の概要を載せております。御覧ください。

また、項番4でアンケート結果の分析と今後の対応を載せさせていただいております。48ページ、49ページとございます。特に49ページの「イ」に載せさせていただいておりますが、相談先がスマ

ートフォンやゲーム機を介したインターネット上の相談先、この回答が徐々に増加しているというところが挙げられようかと思います。これを受けまして、我々もセーフティ教室などの機会を通して、児童・生徒のメディアリテラシーを向上させていきたがら、相談先を適切に選択する力を育成していきたいと思っております。

もう一つ、「ウ」に挙げさせていただいておりますが、不登校の児童・生徒が増加しており、こちらのアンケートの未提出数も増加しておりますので、こちらの解決に向けて鋭意努力しているというところでございます。50ページ、51ページ、52ページに詳細をつけさせていただいております。後ほどお目通しいただければと思っております。

最後に53ページでございます。学校部活動の地域連携・地域移行に関する今後の方針について、ご報告させていただきます。

まず、こちらにつきましては、項番1にありますように、令和6年1月に教員向けのアンケートを実施しました。このアンケート結果を見ますと、部活動に対する負担感をとても強く感じる・強く感じると答えた先生方が約65%いらっしゃる。そういったところで、外部指導員や部活動指導員を拡充してほしいという声も70%ございます。

そのような声を受けまして、足立区としましては54ページの項番2でございます、まず第1段階としまして、合同チームで活動を行っていきたいと思っております。その際、プロスポーツチームの指導者をお願いしまして実技指導を行い、教員が顧問としてマネジメントを行います。将来的にはこのマネジメントも、民間やプロチームに移管させていくといいなとは思っておりますが、まず第1段階としましては、顧問を置いたまま部活の指導を行っていかうと思っております。

項番3に、今後の6年度、7年度、8年度の本区の実践を載せさせていただいております。お目通しください。

項番4でございますが、今後の方針でございます。

まずはサッカーから始めますが、サッカーの全区展開をどのようにして行っていくか、また種目の拡大をどのようにしてやっていくか、可能なのか、そういった検討・調査も含めながら、今後、教員の部活動負担軽減のためにどのようなことができるか、調査しながらやっていきたいと思っております。

最後に55ページでございますが、こちらは東京都教育委員会にご提出をさせていただきます、今後の本区の方針でございます。以上でございます。

○教育長 次に、(7)について、神保こども支援センターげんき所長をお願いします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 恐れ入ります。56ページをお開きください。5月14日から開始いたしました「ペアレント・メンター事業の進捗状況について」のご報告でございます。週ごとの相談件数を掲載してございますが、相談件数の総数は39件ということで、昨年度までの委託の事業よりもスピードが高く、件数が増えているということがございます。

「(2) 情報収集の方法」ということで、何を見ていらっしゃるかと聞いたところ、やはりホームページ、広報紙等の媒体、またはLINE、学校からのC4thのデジタル配信を見て来たという方が増えているところでございます。

57ページ目でございます。夏休み終了まで行いまして、成果としてはやはり件数が増えているということと、事業の周知が進んでいるということかと思います。また、課題につきましては、げんきの中で行うことになったことによって、公的施設内で行っているというイメージがついているのだと思いますけれども、相談の中身がやや複雑化しているという傾向がございます。

今後につきましては(3)でございます。1年目でございますので、関係団体と協議しながら今年の後半、また来年度に向けて事業を進めてまいりたいと考えてございます。私からは以上でございます。

○教育長 次に、(8)について、鈴木教育相談課長、

お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 恐れ入ります、58ページをお開き
いただきたいと思います。こちら、「教育相談の担
当地域・担当校の変更について」でございます。

今現在、教育相談は西新井、綾瀬、竹ノ塚の3か
所で行っておりますが、このうち西新井の受付に関
しまして、受理面接、受付のための面接までの時間
が長いときで1か月半かかっております。その解
決に向けてになります。59ページをお開きいた
だきたいと思います。

課題解決のために、項番3のところになります。
西新井の相談に関して、受付までの時間がかかって
いることから、千住地域を西新井の管轄から綾瀬の
管轄に変更しようと考えております。今まで千住地
域の方から受けている継続の相談につきましては、
引き続き西新井で受けますので、新規の件数約60
件が綾瀬に変更になる予定でございます。以上にな
ります。

○教育長 次に(9)について、武内学校施設管理課
長お願いいたします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 恐れ入ります。報告資料61ペ
ージをお開きください。「学校工事における足立労
働基準監督署からの要請について」でございます。
区が今年度工事発注しております、項番2に記載の
4校の外壁改修及び全体保全工事におきまして、仮
設足場の計画届が、本来であれば30日前に届出が
必要なものを、30日を切って提出をしていたとい
うことで、適正な工期の設定を行うようにという要
請があったものでございます

今回も含め、これまで夏場の夏休み終了までに、
校庭側の仮設足場を解体すること等で、理由書を添
付して、お認めいただいていたところなのですが、
こういった要請がございましたので、夏休み中の工
事完了を希望する学校要望があった際等につきまし
ては、工期を2年から3年に分ける等の工夫をし
まして、工事量を分散して対応していきたいと考えて

ございます。私からは以上です。

○教育長 次に、(10)から(13)までについて、
松本学務課長お願いします。

学務課長。

○学務課長 63ページをお開きください。「足立区
給付型奨学金における国制度との関連性に関する課
題について」のご報告でございます。

国制度というもので、大学の授業料の減免ですと
か、そういったものがある場合は、区の給付金から
差し引くというようなことでやっておりますけれど
も、区の給付よりも国の給付が多い場合、せっかく
採用されても0円というような形になってしまうと
いう事例が発生しております。

また、区の奨学生が国の給付、減免を受けられる
ようになった場合、大体分かるのが秋頃が多いので
すけれども、既に入学金を受け取っている場合は返
還金が生じてしまうというような事例も発生して
おります。

こちら、今後につきましては、この2つの課題も
含めまして、様々課題がございますので、足立区の
育英資金検討委員会で審議をしてみたいと考え
ております。

続きまして、64ページでございます。今年度か
ら給付型奨学金のテストを実施することになりました。
今回、8月24日にテストを実施しております。
こちら記載のとおりです。

また、応募状況なのですが、今回、前回同
様の206件の申込みがございました。割合で行き
ますと、通常申込みというのは今までの4.0以上
の方。こちらが153件、74%。テストの申込み
が特別申込みというものになりますが、こちらが2
6%というような割合でございました。

申請方法につきましては、やはりまだ郵送窓口の
方が6割、オンラインが4割というような状況で
ございます。この一次審査の特別申込みのテストの結
果につきましては、今、審査中ですので、10月頃
に結果を通知したいと考えております。

また、12月の下旬には、面接を経て、採用候補

者が決定されるという流れになっております。

続きまして、66ページでございます。小学校希望選択票というのがございまして、Web申込みを昨年度から中学校でモデル実施を導入しております。今回、小学校にも対象を広げまして、学校選択希望表を10月の頭に送付いたしますけれども、そこにQRコードを記載しまして、各ご家庭で郵便を出したりですとか、学務課の窓口を持ってくることをしなくても、申込みができるという形に整備しております。

続きまして、67ページでございます。アレルギーの対応管理システムを導入したいというご報告です。こちらは、もともと「カロリーメイク」というソフトを学校で給食の際に計算などに使っているものがございます。アレルギーの対応については、今まで栄養士さんが手で作業をするということをしておりましたが、事故の防止ですとか、栄養士の作業軽減というところで、オプションで「カロリーメイク」につけられるアレルギーの対応のソフトを導入させていただきたいと考えております。

本年度からモデルで実施しまして、来年度から全校に導入ということを考えております。私からは以上です。

○教育長 次に、(14)について、物江青少年課長をお願いします。

青少年課長。

○青少年課長 恐れ入ります、68ページを御覧ください。件名所管部課名は記載のとおりでございます。

現在、区内67小学校全てで放課後の時間の児童の居場所として放課後子ども教室を、地域の方々に実行委員会として、運営していただいています。ただ、いろいろと課題がございまして、週5日、全年齢なかなか受け入れができないですとか、スタッフの方がなかなか集まらないというお話を伺っておりますので、一部民間委託を検討したいなというご報告になってございます。検討の対象につきましては、同じ学校内に学童保育施設、民間さんが運営しているところを、まずは検討の対象にしたいと。地域の

方々に配慮しながら進めていきたいと考えてございますので、来年度学童の指定管理の公募を行う学校というところから、まず検討していきたいと考えてございます。私からは以上になります。

○教育長 次に、(15)から(17)までについて蜂谷学童保育課長をお願いします。

学童保育課長。

○学童保育課長 資料70ページを御覧ください。私からは「足立区民設学童保育室の選考状況について」報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、学童保育の待機児解消のために、特に需要の高い地域について、民設学童の公募を行ったものでございます。

こちら、70ページの3番の表にございますとおり、12の地域におきまして、7つの事業者から応募がございました。1事業者が応募後に辞退ということでございましたが、あとは1番の加平小、東栗原小地域におきましては、3事業者が重複した関係もございまして、結果、4地域におきまして、来年度から新たに民設の学童保育室のほうを選定させていただいたところでございます。選定内容につきましては、70ページの下から次のページ、またさらに評価の内容を提示してございますので、御覧いただければと思います。

続きまして、77ページをお開きください。現在申し上げました民設学童の公募につきまして、募集のなかった地域への対応でございます。こちら、地域の待機児解消のために、今後小学校の空きスペース等を活用した既存の学童保育室の定員の拡充でございますとか、あるいは令和8年度でございすけれども、放課後子ども教室の一体的な運用を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、78ページをお開きください。3件目の報告事項でございます。「令和7年度足立区立学童保育室入室承認基準指数等の変更について」でございます。

現在、指数を用いて、入室審査をしているところでございますが、より低学年のお子さんが入室しや

すいように、今回指数の見直しをさせていただきまして、学年ごとの段差を、幅を広げたという形のものでございます。（２）につきましては、減点補正ということで、区外在住者の方については減点の幅を広げさせていただき、また、利用料の負担金ですね。こちらの滞納が続いている方につきましては、減点の幅をさらに広げさせていただくといった内容でございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がありました。これらにつきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

土肥委員。

○土肥委員 まず、１点目がデジタル採点システムのことでお聞きしたいのですけれども、これは教員の負担軽減のために展開をしている事業だと思うのですが、これは例えば自分の学校にこれから導入されたら、必ずこれを使わねばならないという、マストなのですか。

○教育長 学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長 我々としては、こういう効果が出ているので、ぜひ使っていただきたいという思いはあるのですが、まずはこういう効果をお知らせして、使っていきたいという学校を広げていきたいと考えております。

○土肥委員 というのは、なぜ聞いたかという、多分教員の中にはいろいろな考え方の人がいるので、自分の手で１枚１枚採点することに意味があるとか、そういうことに価値を見出したり、それがいいのだという人がいるので、逆にこれを全員やらねばならない、マストということを教育委員会が言ってしまうと、それは逆に負担軽減ではなくなってしまうという危惧があるので、質問させていただきました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 私、２つあるのですけれども、６１ページの学校工事における足立労働基準監督署からの要請ということなのですから、この責任は足立区

教育委員会になるのですか。でも、これって足立区教育委員会が、労働基準監督署に届け出るものなのですか。これは普通、工事会社ではないのですか。

○教育長 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 おっしゃるとおりです。提出するのは事業者のほうになります。

○早川委員 そうですよね。そうするとどこの工事会社かというのが分からないと困るか。

○教育長 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 今年度につきましては、この４校について提出をさせていただいて、それぞれ事業者が違います。その中で、発注者のほうにそういった工期を延ばすようにということで今回、要望書として足立区長宛てに要請を頂いたものですから、今回ご報告をさせていただいていたという経緯になってございます。

○早川委員 そうですよね。責任は足立区にあるけれども、そこは事業所の工事の方たちが、もう少し責任を持ってやっていただければこんなことにはならなかったということですよ。

○教育長 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 やはり事業者が守るべきだということはあるのですけれども、それを監督員というのが区の方でやってございますので、それを指導するという責務もあるかと考えてございます。

○早川委員 では、この３０日前までに出すというのは、区の職員のほうも分かるということなのですか。

○教育長 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 これは法律で決まっていますので、こちらのほうをやはり守らなければいけないというところがあります。提出するのは事業者になっていますけれども、それを指導するのは監督者なのかなと考えてございます。

○早川委員 では、職員も知っていて当然ということなのですね。私は区の職員の方はここまでは知らないのではないかなと思ったのです。

だから、工事会社の人ちゃんと分かっている「これは出さなければいけないものなのですよ」と言っ

て、役所に言ってくるものなのかなと思ったのです。

○教育長 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 やはり、この足場を組む際には事業者と区と学校も含めてお打合せをさせていただいて、どのぐらいの時期に足場をつくるだとか、そういうことも協議をしますので、区の職員が知らないということはない形になります。

○教育長 知っているけれども、発注する段階で、学校の夏休み期間中に工事を終わらせるがために、理由書を出して、区側で認めてもらっていたものを、「いやいや本来のルールではありませんよね」という、この通知が労基署から来たと。

○早川委員 だから、やはりルールは守らなければいけないと思うので、「あくまでもルールはこうだからやりましょう」と誰かが言うてくだされば、だったと思うのですよね。そういうことですよ。それがどこになるかということですよ。

○教育長 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 これは法律ですので、守らなければいけないということは当然事業者も、区のほうも存じているところなのですけれども、夏休み以降に校庭を使ってほしいという思いもありまして、こういった理由書をつけて認めていただいていたケースがずっと去年までありましたということで。多分、今回数が多かったということで、監督署のほうからのこういった要請書が来たという経緯になってございます。

○早川委員 建設会社は皆、この4つは別々なのですね。

○中部地区建設課長 4つとも別々でございます。

○早川委員 分かりました。お互いなあなあにならないよう、やらなければいけないことは監督側の足立区がやらないといけないという例ですよ、労働基準監督署からの。

○教育長 法令遵守という立場で、これからは。

○早川委員 そのようにしていただいて。

それともう一つ、67ページのアレルギーの管理システムのことについて。管理システムというと、

例えば「私は小麦が駄目です」と子どもが言う。それをどなたかが、その「カロリーメイク」にそれを導入すると、献立を勝手につくってくれるわけですね。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まずは、アレルギーのあるお子さんについては、医師の診断を受けた後、様式をきちんと学校に提出をしていただきまして、養護の教諭と栄養士と保護者と面談をして、今後の対応というような流れをまず決めます。それで、その方のアレルギー食材については登録をするので、栄養士が献立を立てたときに、このシステムを入れると、自動でこの日はアレルギーの方がいる、というのを自動で表示されるようになる、というシステムでございます。

今までは手で見つけてやっていたというものが、自動で表示されるようになるというものです。

○早川委員 その子のアレルギーになるものが、「今回これが入っていますよ」ということがされるわけですよ。今までは栄養士さんがやっていたものが、材料が、食材の何かシールのように出てくると。

○学務課長 献立を立てたら出てくるという形になります。

○早川委員 それを取り除いたりするのは人間の役ですよ。

○学務課長 そうです。調理の業者がおりますので、そこで対応する。また提供は教室という流れになります。

○早川委員 そこでまた、起きる可能性もあるので、そこは……。アレルギーは本当に命にかかわりますので、そこは十分私たちに人の命がかかっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

○学務課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかいかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員 それでは、まずは学力テストについてお願いします。「今後の方針」のところより、「区全体の傾向・解説と各学校の領域別・観点別の詳細

結果を掲載する。」とありますが、区としては、どこまでの分析をする予定でしょうか。例えば領域別・観点別についても、区としての分析をしたりするのでしょうか。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 国の結果につきましては、あくまでも結果の報告になっていますので、分析というよりは、この結果をホームページ上で公開する、お知らせということになっております。

○久保田委員 分かりました。公開以外に分析もしますか。なぜかという、学力定着に関わる貴重な資料が、領域や観点にある可能性があります。

区として、どういう傾向なのかという分析があった上で、学力向上の方針に反映できるとよいと考えます。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 今、頂いた意見を受けまして、課内でも検討させていただきたいと思います。

○久保田委員 2つ目はSSRのことです。大変効果が上がっていることは、よい結果であると思っております。SSRは、免許を持った教員がそこに配属されるということが特徴で、今までと違う点だと理解しております。つまり、学習支援が、これまでに加えて入ったといえます。

そうであれば、学習支援に関してどうであったのかを明確にすべきだと思います。まだそこまで行かない状態なのか、リモート、宿題のキーワードがでていましたが、それ以外の学習支援はあるのかを聞かせていただけるとありがたいです。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 今、ご指摘いただきました学習支援でございますが、まずこのSSRが不登校の未然防止、「クラスに入りたくない」、「ちょっとこの授業時間嫌だな」というようなお子さんたちがそこで過ごしたり、不登校だった人が入ってきて、そこで自分の居場所をつくるということを、最も大きな目標、目的としておりますので、学習支援ということを今、大きく打ち出してしまうと、「ここにいて

もまた勉強しなくてはいけない」となって、またそれが登校に対しての不安感につながりかねないということでございます。

一方で、学校から進路、特に進学についてのシーンというものの課題もありますので、学習支援をどのようにして、子どもたちにとってプラスになる学習支援になるような方法というものを今4校で検証しながら、今後発展していく上で、貴重なご意見として、今後考えていかななくてはならないと、私自身も課題に思っております。

○久保田委員 ありがとうございます。無理して学習支援をしてくださいというわけではありません。学習支援を増やすタイミングや方法は、先行する4校が交流しながら検証していただきたいと考えます。もちろん居場所づくりも推進していただきたいと思っています。

もう一つ、いじめについてもよろしいでしょうか。これは昨年度触れたと記憶しています。例えば、最初の表、これ50ページの表は、6月、2月、6月という並びになっています。実際は年に3回やっています。3回の結果は6月、11月、2月と52ページに載っています。

なぜ最初の表は6月と2月を比べて、11月がなかったのかの意図がわかりません。もし、もう一行ずつ増やし3回を掲載しても問題がないと思います。もしくは3回の平均を取ることでもできます。それぞれの表が何を表現したいのかが、曖昧だと感じます。

もう一つ、52ページのグラフは少し2月が低くなるのです。昨年度も説明を受けましたが、2月は先生方の学級経営等の成果で子どもたちが安定しているそうです。大変いいことだなと思っておりますが、2月が切り上がっているところは少し心配です。

一方で、相談ができる人がいるは、今回の2月は切り下がっている。これはプラス面なので、上を見する必要があります。その様な特徴があると思いました。先ほどの前半部分は改善をしていただけるとありがたいと思いました。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 50ページの表、委員ご指摘のとおりだと思っております。おそらく昨年度と本年度の同時期を比較することを主目的としていますので、6月を分かりやすくしているのですが、では、そこに11月を1個入れたっていいのではないかということです、その辺はこの表の見やすさというのも、ずっとこれで来ていますので、その辺も見やすくなるような、工夫も考えさせていただければと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

土肥委員。

○土肥田委員 SSRのことで1点、もう一回確認をしたいというか、質問なのですけれども、44ページで、上のほうの表で12人36%、この12人の子が通常登校ができるようになったと。いいデータがあるのですけれども、この不登校の「未然防止」という言葉が非常にとても引っかかって、例えば、自分の経験で言うと、別室登校とか保健室登校している子で、保健室や別室だったら行けます。給食は教室に食べに行けるけれども、授業は受けられないとか、そういう子に対して、そこに補助する人がなかなか中学校は配置できない苦しみがあったときに、その子たちに正規の先生がついて話し相手になったり、一緒に勉強したり、時としてゲーム的なことをやったりというイメージで私はいるのですけれども、この「未然防止」というこの言葉で、例えば「自分はこの先生嫌だから、SSRに行ってしまう」とか、ある意味さぼりの隠れみになる。そういうことになり得る可能性が非常にあるから、多分現場の管理職とかはそのあたり、生活指導の先生方も非常に危惧するところだと思うのですけれども、別室登校しているような子は明らかに欠席日数多かったのです、不登校に入っている子たちがほとんどだったのですけれども、そういう子たちを対象にしているだろうと私は思っていて、ただ、「かったるいから」とか、「英語嫌だから俺SSR行こう」みたいなのを許してしまうのかどうかというのを、確認したいの

です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、本区が考えていますこのスモール・ステップ・ルーム（SSR）でございますが、委員おっしゃいました、今学校には不登校、余りいい言葉ではないですけれども別室指導で、教員がなくて子どもたちがいるとか、そういった環境がございます。

それを打破するために、専門の教員の免許を持っている管理職だったり、今後養護教員もと思っておりますが、そういった方に常時入っていただいて、その部屋を提供します。

考え方として、まずは、いろいろな子たちに来てもらいたい。そこを必要とするお子さんたち全員に来ていただきたいというのが、まず前提としてあります。ですから、別室指導でいた子たちがいてもいいし、不登校だった子たちがそこをきっかけに入ってもいいし、もっと言うと、その授業がその先生が嫌だからその時間だけそこにいる。それでもいいのではないかとというのが我々の考えです。

ただ一中で実際に行われている中で、あるお子さんがいて、その授業だけその先生が嫌だからといって、最初の4月、5月はずっとその時間来ていたそうです。ただ、そこにいた元校長の指導員が「おいおい」と。「それはやっちゃうと勉強今後難しくなるし、厳しくなるぞ」と。「来る回数は変えなくていいよ。だからその時間だけずっと来るのではなくて、教科ごと、日にちによって分けながら来ようよ」と声がけをしたらその生徒は、特定の授業だけ、この先生嫌だからという理由でその部屋を使うということをやめて、きちんとそのSSRが何のための目的であるのかという理解しながら今通っているということ、報告を受けています。

始まったばかりで、おそらく先生方もそういったサボタージュするとか、そういうところも隠れみになるのではないかとというような、様々なご不安はあると思いますが、やはり本区としては、まずはそこにあることで子どもたちが学校に居場所がある。

家ではない、そこに自分の居場所があるということ
を最前線、一番の目的として、このSSRは運用し
ていきたいと思っておりますので、まずは様々なお
子さんたちがいろいろな目的で来る。そこを大切に
していかせていただければと思っているところでご
ざいます。

○土肥委員 SSRの例えばPRの文章の中に、苦手
というか、合わない先生、どうしても生理的に合わ
ないとか、そういう先生とかどうも気持ちが乗らな
いときもここにきていいよ的なことは書いてありま
したか。

というのは、理想は分かるのですけれども、やは
り現場の意見からすると、絶対に、どちらかとい
うと「私はSSRに入会を希望します」とか、そうい
うもの取ってから入るべきだと思っているのです。

というのは、「何でもフリーでいいですよ」とい
うことをPRしてしまうということは、本来、最終
目標は教室復帰だと。誰もがこれは間違いないと思
うのですけれども、居場所があればいいというところ
に、最終的なゴールのほうに教科指導というところ
も当然免許を持っている先生を入れるわけですか
ら、あると思うので、余りにも居場所づくり的な発
想を強くしてしまうということは、やはり学校とし
ては「受け入れるのは本当にいいのか」というのは、
中学校の生活指導をやっている先生方にとっては、
非常にこれは難しい問題だと思うので、やはり不登
校、欠席日数が多い子に対する受け皿だということを
ベースに置いておかないと、ちょっと危険なのでは
ないかと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 土肥委員がおっしゃっているご指摘
の不安というのは、中学校の管理職からも多々聞い
ております。

ですが、まずは我々としてはそういう不安もあり
ますが、例えば一方で、考え方として、その先生が
嫌だから授業行かない。では、それは子どもが悪い
のか、先生の授業が悪いのかと、そういったところ
の判断もやはり考えていかなければいけない面も一

方でありますので、学習支援の出口というのは大変
重要であるのですが、そこで一定の線は現段階では
まだ我々としては引かないで、フリーで行かせてい
ただきながら、もう少しデータ、検証を踏まえなが
ら、必要に応じて、その辺のガイドラインはつくっ
ていかせていただきたいなど。

まずは新しい取組で。今は、学校の先生方にその
生活指導だったり、不登校の未然防止、不登校指導
の今までの考え方を180度までは行きませんが、
先生方にも変えていただきたい、変わっていただき
たいという、我々の思いもありますので、そういつ
たところも先生方にしっかりと伝えていかななくては
ならないと思っているところです。

○教育長 土肥委員、よろしいですか。

○土肥委員 はい。

○教育長 早川委員。

○早川委員 今の土肥委員のご意見等、皆さんの意見
をお聞きして感じたのですけれども、多分この45
ページに、少し悪化した生徒たち、この理由が米印
で書いてくださっているのですよね。

書いてくださっているということは、区の職員の
方も理解してくださっていると思いますけれども、
最初は授業を受けられるような子が、SSRで少し
さぼって授業に参加しないでリモート授業を受ける
くせがついてしまったとか。それからSSRを利用
していると友達と共依存状態になってしまっている
とか、それから今の土肥委員の「さぼるのが何とな
くくせになっているのがまずいのではないか」とい
うことの、心配する懸念がまさにここにあるなと私
も思いました。

新しい試みでやりたいのは分かるのですけれども、
やはりこれ、中学生ですよ。そうすると、社会に
行っても、今はもうほとんどないのでしょうけど、
高校で就職する方も少し前まではいらしたと。そう
すると、好きな人とばかり仕事ができるわけではな
いですし、やっぱり嫌いというか、自分のいけ好か
ないというような人もいる中で仕事はしなくてはい
けないということも、覚えてもらうのが学校だとい

うと。そこは土肥委員に賛成しているわけではないですけれども、懸念しているところが分かるので、その辺はみなさまにも分かっていたいで、ぜひ実行していただきたいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。今お2人がおっしゃった大事なところは、せっかく元校長だったり、元教員だったり、元養護教諭を週4回も常勤させていますので、一番大事なのは学校の先生方とその教員、入っている指導員、そして巡回で回っている教員もいますので、そういう三者がしっかりと連携を結んで、そこで指導員から、「今こういう状況だからちょっと先生見に来て」とか、ちょっとアプローチとか手紙出してとか、いろいろな方法があると思うので、人と人は心が通じ合ってなんぼのもんですから、これがそういうものになる。みんなが負の方向に行ってしまうと、みんなが悪者になってしまいますから、三者が、みんなが子どもたちに何が必要かと、やはり膝突き合わせて話し合いながら、考えながら、その子がよりよくなることを考えていく。そしていい方向に持っていくのが一番だと思っていますので、今お話伺いながら、責任持ってそこは私もやっていきたいと思っていますので、そういう協議会なども参加しながら、私も責任持ってやっていきたいと思っています。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 私もスモール・ステップ・ルームのことなんですけれども、いいお話です。実際に私の知り合いにSSRを利用している生徒さんの保護者の方とお話することができました。「とても良い。子どもが、これがあるから学校に行けているのだ」と、おっしゃっていました。

ただ、SSRが何なのかをその保護者の方はよく分かっていらっしゃるなくて。だから、それは、何かと言ったら安心して学校に預けているからだろうなという思いがあります。「何か『SSなんか』というのよ」と言っているの。「何かあれかな、スペシャル・サービス・ルームかな」みたいなこと

を。

でも、保護者にとってはそのくらいなのです。スペシャルなお部屋。安心して子どもを預けられているお部屋なのです。そういう意味ではものすごく私はすばらしいお部屋だなと。やはりちょっと学校に行きづらい子に関しては、この授業がちょっと今きついのだよねというときに、そこに行けば、先生がいてくれるというのはやはり安心。保護者としては、とても安心しているというところで。それはもちろん悪い方向に行ってしまうこともあると思いますけれども、だからといって、いいところもしっかり見ていかないと。これはせっかくやったことですから、いいところもちゃんとあります。それは、自信を持ってほしいなと思います。ただ、悪い方向に行かないように、それはいろいろやらなくてはと思いますけれども。

ただ、あともう一点、SSRのある学校の先生と少しお話をしたときに、先生自体も「まだ何となくよく分からないのですよね」と。「その担当の先生ともまだうまく話しができないから、そこに行かせてみたいと思う生徒がいても、どういうふうにお願いをしたらいいのか分からなくて悩みました」という先生もいらっしゃいました。

ですので、やはりしっかり先生たちと連携を取って、多分、校長先生とか副校長先生とかと話はしていると思うんですけれども、それだけではなくて、やっぱり子どもを見ているのは、担任の先生ですから、その担任の先生とうまくコミュニケーションを取っていただきたいなというところが一番思ったところです。

それと、あともう一つ、令和9年度までの3年間で区内全中学校にということなんですけれども、やはり生徒が多い学校は、どうしても教室が足りないというところがあるので、そこら辺ちょっとお話を校長先生に聞いたら、「プレハブでも何でもいいから建ててくれるのだったら欲しいよ」とはおっしゃっていました。

その辺もどうしてもできるだけ、ほかの生徒さん

と会わないようにできるようなとか、いろいろ配慮が必要だと思うので、学校の施設の対応もなかなか難しいと思うのですけれども、そこら辺もしっかり配慮して、新しいところをつくってほしいなと思いました。

あと、何点かあるのですみません。デジタル採点システムなのですけれども、このデジタル採点システムを使った先生のアンケートというのはしっかり取ってほしいと思います。今後、導入を考えている学校とかにも、やはりそういう先生の生の声は必要だと思いますので、お願いいたします。

あと、すみません。続けて行ってしまいます。放課後子ども教室の民間委託なのですけれども、これ、その次の学童保育室の意味だと思うのですけれども、実際に学童保育室との連携みたいなものも考えていらっしゃるのですよね。で、なった場合に、学童保育室で、今できるだけほしいと思っている学童保育室のところに、既に事業所が応募がないという状況で、なおかつ放課後子ども教室もお願いしたいとなると、なかなか難しいと思うのですけれども、その辺は双方考えていらっしゃると思いますか。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 委員おっしゃるように、人を集めるということはすごく大変だなと思っています。想定としてはやはり一体的な運営がまずできないかなというのが第一歩となっていて、一緒にやることでスケールメリットが出るかなというのが目的の中の1つであります。

具体的にいろいろと学校に聞いてみると、今、放課後子ども教室と学童は本当に別々でやっているのですね。例えば校庭ですと、半分を学童がやっていて、半分を放課後子ども教室で使う場所を分けてしていますから、そこを一緒にすることで、例えば今、学童で2名、放課後で2名見ているところを、例えば3名で同じ数が見られるとかですね。4名にしてもっと多くのお子さんを見られるかというところは、考えられるかなと思っています。実際はやはりやっている事業者ですとか、どうやって人を集め

るかということを聞いていかなければいけないので、今やっている事業者にもリサーチはしたいなと思っていますし、あと事業者の応募で言うと、肌感覚ですが、やはり学童の応募については場所の確保がすごく大事ななと思っているので、その点で言うとまずは指定管理で場所が確保されているところであれば、1つネックが外れますので、応募はしやすい状況にはなっている。なるべくしやすい、可能性の高いところから始めていきたいかなというところで考えています。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 デジタル採点システムの質問に、学校ICT推進課長。

○学校ICT推進課長 使った先生のアンケートについては、当然これからしっかり取っていきたいと考えています。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 保護者のありがたいお話ありがとうございます。今、その先生のお話ですが、お話伺っていて、私も4校の校長には話をしなければいけないと思うのは、ごめんなさい。まだしっかりと私も情報を得ていないのですが、おそらく、全校の先生たちとその指導員が介する勉強会ではないですけども、そういう説明会を、まだ中学校は部活動がどうしてもあつたりして、なかなか開催できていない可能性が高いので、まずは先生方全員が集まった場で、もしうちの指導主事も一緒に同席させるならそういう場で4校、先生方を介して、SSRとはどういうものなのか、次やる6校を含めても、そういったことをまずやらなければいけないというものを痛感しました。

やっていきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、その他は何かございますか。

早川委員。

○早川委員 この間テレビで、葛飾区が修学旅行を無料にするという宣言をしたと。そうなってしまうと、

予算がまた大変だなと思いました。

○教育長 区長がお話ししておりますけれども、その辺に関しては予算のこともありますし、学校個々にもいろいろ事情はありますし、慎重に受け止めたいと思ひまして。

○早川委員 きっと、議員さんから質問が出るでしょうね。

○教育長 そうですね。そういったところは、現時点で隣の区だからということとは意識しつつも、来年度とかはそういうことは、今のところは具体的には検討はしていないということなのではけれども。

ほかいいですか。

それでは、ないようですので、以上をもちまして本年第9回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時18分閉会

令和 6 年 第 9 回 足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和 6 年 9 月 1 2 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 7 8 号議案 足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則……	3
日程第 2 第 7 9 号議案 足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会委員の委嘱及び任命について……	別冊
日程第 3 第 8 0 号議案 ギャラクカフェ運営事業者選定委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……	別冊
日程第 4 第 8 1 号議案 「東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……	1 3
日程第 5 第 8 2 号議案 「東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について……	1 8
日程第 6 第 8 3 号議案 「やよい図書館の書架・什器の購入について」に関する教育委員会の意見について……	2 4
日程第 7 第 8 4 号議案 「理科教育設備物品の購入について」に関する教育委員会の意見について……	2 8
日程第 8 第 8 5 号議案 「令和 5 年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）」に関する教育委員会の意見について……	3 2
日程第 9 教育長報告	

2 報 告 事 項

- (1) 令和 7 年度区立学校等の入学式・卒業式等の日程について
《田巻 教育政策課長》 3 7
- (2) デジタル採点システムの検証結果報告について
《加藤 学校 ICT 推進課長》 3 8
- (3) 令和 6 年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について
《秋元 学力定着推進課長》 4 0
- (4) 令和 6 年度スモール・ステップ・ルーム（SSR）設置中学校における教員アンケートの状況について
《冨本 教育指導課長》 4 3
- (5) 「令和 6 年度第 1 回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について
《冨本 教育指導課長》 4 8
- (6) 学校部活動の地域連携・地域移行に関する今後の方針について
《冨本 教育指導課長》 5 3
- (7) ペアレント・メンター事業の進捗状況について
《神保 こども支援センターげんき所長》 5 6
- (8) 教育相談の担当地域・担当校の変更について（案）
5 8

《鈴木 教育相談課長》

- (9) 学校工事における足立労働基準監督署からの要請について
《武内 学校施設管理課長》 6 1
- (10) 足立区給付型奨学金における国制度との関連性に関する課題について
《松本 学務課長》 6 3
- (11) 足立区給付型奨学金の応募状況及びテストの実施について
《松本 学務課長》 6 4
- (12) 小学校希望選択のオンライン申請導入について
《松本 学務課長》 6 6
- (13) 「アレルギー対応管理システム」の導入について
《松本 学務課長》 6 7
- (14) 令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託の検討について
《物江 青少年課長》 6 8
- (15) 足立区民設学童保育室の選考状況について
《蜂谷 学童保育課長》 7 0
- (16) 学童保育室における今後の待機児対策について
《蜂谷 学童保育課長》 7 7
- (17) 令和7年度足立区立学童保育室入室承認基準指数等の変更について
《蜂谷 学童保育課長》 7 8

3 情報連絡事項

- (1) 中1夏季勉強合宿の実施結果について [学力定着推進課] 7 9
- (2) 「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」第2回目の実施結果及び第3回目の開催について [教育相談課] 8 1
- (3) 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン(案)改定の進捗状況について [学校施設管理課] 8 3
- (4) 令和6年度第2回学校公開及び学校説明会の開催について [学務課] 8 4
- (5) 令和6年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施について [青少年課] 8 7
- (6) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 8 8
- (7) 児童虐待防止推進月間の事業実施について [こども家庭相談課] 8 9
- (8) 事業実施報告・実施予定 [生涯学習振興公社] 9 0

第 7 8 号議案

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則
足立区立学童保育室条例施行規則（令和 6 年足立区教育委員会規則第
1 号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式を次のように改める。

年度学童保育室入室申請書

(提出先) 足立区教育委員会

入室申請書裏面の同意事項に同意した上で、以下のとおり学童保育室入室について申請します。

受付日	受付学童保育室
・	・

*太わくの中を記入してください。

申請年月日		(西暦) 年 月 日			
保護者※父母ともに記入	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
	申請理由	1. 就労 (単身赴任・卒業後就労予定・起業準備) 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在 (父母ともに不存在)			
保護者※父母ともに記入	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
	申請理由	1. 就労 (単身赴任・卒業後就労予定・起業準備) 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在 (父母ともに不存在)			
現住所	〒 — 電話番号 ()				
転居・転入先住所	※ 転居または転入の予定がある方は、新住所を記入してください				転居・転入予定日 (西暦) 年 月 日
申請児童	ふりがな			現在通っている 保育園・幼稚園 (新1年生)	現在通っている学童保育室
	氏 名	男 女			
	生年月日	(西暦) 年 月 日			
	障がい	有・無	ア 愛の手帳 イ 身体障害者手帳 ウ 精神障害者手帳 エ 通所受給者証 オ コミュニケーション教室 (通う予定あり・通っている) カ 特別支援学級 (通う予定あり・通っている)		
	手 帳	有・無	キ 相談、療育機関の利用 (通う予定あり・通っている 場所：) ク ADHD ケ LD コ ASD サ その他 ()		
	食物アレルギー	有・無	エビペン (あり・なし) 除去食 (あり 種類・なし)		
	大きな疾病	有・無	疾病名・状況 ()		
小学校・学年 (年度)		第一希望	学童保育室		1 週間あたりの 利用予定日数
小学校 年生 (学校選択制度を利用する方は希望校を記載)		第二希望	学童保育室		週 日 利用予定
学校選択制度で希望校に入れない場合の 学区域の学校		第一希望	学童保育室		※学校選択制度を利用する方は、 学区域での学校と希望する室名 をあわせて記載してください。
小学校1年生		第二希望	学童保育室		

◆ ◆ ◆ 裏 面 も ご 記 入 く だ さ い ◆ ◆ ◆

その他同居の家族の状況（年度の状況を記載してください）			
氏名・生年月日	続柄	勤務先・学校及び学年 幼稚園・保育園など	学童保育室入室申請の提出 ※兄弟姉妹が入室申請している場合に記載
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名

【入室申請における同意事項】

- ・ 区立学童保育室の入室審査、保護者負担金の決定・請求にあたって住民基本台帳を確認すること。
- ・ 継続して区立学童保育室に入室する場合は、口座振替を継続すること。
- ・ 提出した入室申請書及び添付資料一式を入室希望先とした民設学童保育室（足立区放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に基づき届出を行う学童保育室）に送付すること。
- ・ 提出した就労証明書を申請児童の兄弟姉妹が入園予定または在籍している「私立幼稚園・私立認定こども園の子育てのための施設等利用給付認定」または「満3歳児(2歳児)預かり保育利用給付認定」に使用すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別記第1号様式の規定は、令和7年度以後の学童保育室入室申請に適用し、令和6年度以前の当該申請については、なお従前の例による。

(提案理由)

申請児童の兄弟姉妹の各種申請の利便性向上のため、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 7 8 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部学童保育課
内 容	1 改正の理由 申請児童の兄弟姉妹の各種申請の利便性を向上させるために規定を整備する必要があるため。 2 改正内容（P 8 ～ 1 2 新旧対照表のとおり） 学童保育室入室申請書（別記第 1 号様式）の「入室申請における同意事項」に以下の同意事項を加える。 ・ 提出した就労証明書を申請児童の兄弟姉妹が入園予定または在籍している「私立幼稚園・私立認定こども園の子育てのための施設等利用給付認定」または「満 3 歳児（2 歳児）預かり保育利用給付認定」に使用すること。 3 施行年月日等 （1）施行年月日 公布の日から施行する。 （2）経過措置 改正後の規定は、令和 7 年度以後の学童保育室入室申請に適用し、令和 6 年度以前の当該申請については、従前の例による。

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
○足立区立学童保育室条例施行規則 令和 6 年 3 月 29 日教育委員会規則第 1 号 第 1 条～第 1 9 条 （略） <u>別記第 1 号様式 （P 9 ～ 1 0 のとおり）</u> 別記第 2 号様式から別記第 1 5 号様式まで （略）	○足立区立学童保育室条例施行規則 令和 6 年 3 月 29 日教育委員会規則第 1 号 第 1 条～第 1 9 条 （略） <u>別記第 1 号様式（P 1 1 ～ 1 2 のとおり）</u> 別記第 2 号様式から別記第 1 5 号様式まで （略） <u>付 則（令和 6 年 9 月●日教委規則第●号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この規則による改正後の別記第 1 号様式の規定は、令和 7 年度以後の</u> <u>学童保育室入室申請に適用し、令和 6 年度以前の当該申請については、</u> <u>なお従前の例による。</u>

年度学童保育室入室申請書

改正前

(提出先) 足立区教育委員会

入室申請書裏面の同意事項に同意した上で、以下のとおり学童保育室入室について申請します。

受付日	受付学童保育室
・	・

*太わくの中を記入してください。

申請年月日		(西暦) 年 月 日			
保護者※父母ともに記入	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
	申請理由	1. 就労（単身赴任・卒業後就労予定・起業準備） 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在（父母ともに不存在）			
	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
申請理由	1. 就労（単身赴任・卒業後就労予定・起業準備） 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在（父母ともに不存在）				
現住所	〒 — 電話番号 ()				
転居・転入先住所	※ 転居または転入の予定がある方は、新住所を記入してください				転居・転入予定日 (西暦) 年 月 日
申請児童	ふりがな			現在通っている 保育園・幼稚園（新1年生）	現在通っている学童保育室
	氏 名	男 女			
	生年月日	(西暦) 年 月 日			
	障がい	有・無	ア 愛の手帳 イ 身体障害者手帳 ウ 精神障害者手帳 エ 通所受給者証 オ コミュニケーション教室（通う予定あり・通っている） カ 特別支援学級（通う予定あり・通っている） キ 相談、療育機関の利用（通う予定あり・通っている 場所： () ク ADHD ケ LD コ ASD サ その他 ()		
	手帳	有・無			
	食物アレルギー	有・無	エビペン（あり・なし） 除去食（あり 種類 () ・なし）		
	大きな疾病	有・無	疾病名・状況 ()		
小学校・学年 (年度)		第一希望	学童保育室		1週間あたりの 利用予定日数
小学校 年生 (学校選択制度を利用する方は希望校を記載)		第二希望	学童保育室		週 日 利用予定
学校選択制度で希望校に入れない場合の 学区域の学校		第一希望	学童保育室		※学校選択制度を利用する方は、 学区域での学校と希望する室名 をあわせて記載してください。
小学校1年生		第二希望	学童保育室		

◆ ◆ ◆ 裏面もご記入ください ◆ ◆ ◆

その他同居の家族の状況（年度の状況を記載してください）			
氏名・生年月日	続柄	勤務先・学校及び学年 幼稚園・保育園など	学童保育室入室申請の提出 ※兄弟姉妹が入室申請している場合に記載
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名

【入室申請における同意事項】

- ・ 区立学童保育室の入室審査、保護者負担金の決定・請求にあたって住民基本台帳を確認すること。
- ・ 継続して区立学童保育室に入室する場合は、口座振替を継続すること。
- ・ 提出した入室申請書及び添付資料一式を入室希望先とした民設学童保育室（足立区放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に基づき届出を行う学童保育室）に送付すること。

年度学童保育室入室申請書

改正後

(提出先) 足立区教育委員会

入室申請書裏面の同意事項に同意した上で、以下のとおり学童保育室入室について申請します。

受付日	受付学童保育室
・	・

*太わくの中を記入してください。

申請年月日		(西暦) 年 月 日			
保護者※父母ともに記入	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
	申請理由	1. 就労（単身赴任・卒業後就労予定・起業準備） 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在（父母ともに不存在）			
	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
保護者※父母ともに記入	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
	申請理由	1. 就労（単身赴任・卒業後就労予定・起業準備） 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在（父母ともに不存在）			
	現住所	〒 — 電話番号 ()			
	転居・転入先住所	※ 転居または転入の予定がある方は、新住所を記入してください			転居・転入予定日 (西暦) 年 月 日
申請児童	ふりがな			現在通っている 保育園・幼稚園（新1年生）	現在通っている学童保育室
	氏 名	男 女			
	生年月日	(西暦) 年 月 日			
	障がい	有・無	ア 愛の手帳 イ 身体障害者手帳 ウ 精神障害者手帳 エ 通所受給者証 オ コミュニケーション教室（通う予定あり・通っている） カ 特別支援学級（通う予定あり・通っている） キ 相談、療育機関の利用（通う予定あり・通っている 場所： () ク ADHD ケ LD コ ASD サ その他 ()		
	手帳	有・無			
	食物アレルギー	有・無	エビペン（あり・なし） 除去食（あり 種類 () ・なし）		
	大きな疾病	有・無	疾病名・状況 ()		
小学校・学年 (年度)		第一希望	学童保育室		1週間あたりの 利用予定日数
小学校 年生 (学校選択制度を利用する方は希望校を記載)		第二希望	学童保育室		週 日 利用予定
学校選択制度で希望校に入れない場合の 学区域の学校		第一希望	学童保育室		※学校選択制度を利用する方は、 学区域での学校と希望する室名 をあわせて記載してください。
小学校1年生		第二希望	学童保育室		

◆ ◆ ◆ 裏面もご記入ください ◆ ◆ ◆

その他同居の家族の状況（年度の状況を記載してください）			
氏名・生年月日	続柄	勤務先・学校及び学年 幼稚園・保育園など	学童保育室入室申請の提出 ※兄弟姉妹が入室申請している場合に記載
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名
ふりがな (西暦) 年 月 日生			第一希望の学童保育室名

【入室申請における同意事項】

- ・ 区立学童保育室の入室審査、保護者負担金の決定・請求にあたって住民基本台帳を確認すること。
- ・ 継続して区立学童保育室に入室する場合は、口座振替を継続すること。
- ・ 提出した入室申請書及び添付資料一式を入室希望先とした民設学童保育室（足立区放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に基づき届出を行う学童保育室）に送付すること。
- ・ 提出した就労証明書を申請児童の兄弟姉妹が入園予定または在籍している「私立幼稚園・私立認定こども園の子育てのための施設等利用給付認定」または「満3歳児(2歳児)預かり保育利用給付認定」に使用すること。

第 8 1 号議案

「東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 1 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	「東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 契約の相手方 誠和光建株式会社 代表取締役 田中 尊仁 東京都足立区古千谷本町二丁目 2 0 番 3 号 2 契 約 金 額 2 2 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円 (落札率 9 9 . 7 6 %) 3 入 札 方 法 条件付一般競争入札 (総合評価方式) 4 入 札 番 号 第 2 1 8 号 5 予 定 価 格 2 3 0 , 4 5 0 , 0 0 0 円 (事後公表) 6 入札参加事業者数 5 者 (予定価格超過 1 者、辞退 3 者) 7 入札日・開札日 令和 6 年 8 月 1 9 日 8 工 期 契約締結の翌営業日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで 9 工 事 場 所 足立区加平一丁目 1 2 番 1 2 号 10 工 事 内 容 (1) 校庭人工芝改修工事 (2) 遊具その他設備改修工事 (3) マンホールトイレ設置工事 (4) 校門改修工事 (5) 上記工事に係る給排水設備改修工事 ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

東加平小学校 案内図



第 号議案

東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事実施のため、
下記の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 229,900,000円
- 4 契約の相手方 東京都足立区古千谷本町二丁目20番3号
誠和光建株式会社
代表取締役 田中 尊仁
- 5 工 期 契約締結の翌営業日から令和7年2月28日まで

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるので、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

6 足総契発第 1012 号
令和 6 年 8 月 29 日

足立区教育委員会

教育長 中 村 明 慶 様

足 立 区 長

近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
- 2 東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について
- 3 やよい図書館の書架・什器の購入について
- 4 理科教育設備物品の購入について

以上



第 8 2 号議案

「東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について

「東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 2 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 1 2 日

件名	「東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について																										
所管部課名	教育指導部教育政策課																										
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、当該契約変更にあたり足立区長より意見を求められた。契約変更内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。																										
	1 契約の相手方 水工房・カンノ建設共同企業体 代表者 株式会社水工房 代表取締役 青木 大輔 東京都足立区加賀一丁目5番4号																										
	2 契 約 金 額																										
	<table><tr><th>変更回</th><th>時期</th><th>契約金額</th><th>変更額</th></tr><tr><td>当 初</td><td>令4.10</td><td>487,300,000円</td><td>—</td></tr><tr><td>1回目</td><td>令5.11</td><td>527,901,000円</td><td>40,601,000円</td></tr><tr><td>2回目</td><td>令6.7</td><td>535,183,000円</td><td>7,282,000円</td></tr><tr><td>3回目(予定)</td><td>令6.9</td><td>539,957,000円</td><td>4,774,000円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>計</td><td>52,657,000円 (増加率10.8%)</td></tr></table>			変更回	時期	契約金額	変更額	当 初	令4.10	487,300,000円	—	1回目	令5.11	527,901,000円	40,601,000円	2回目	令6.7	535,183,000円	7,282,000円	3回目(予定)	令6.9	539,957,000円	4,774,000円			計	52,657,000円 (増加率10.8%)
	変更回	時期	契約金額	変更額																							
	当 初	令4.10	487,300,000円	—																							
	1回目	令5.11	527,901,000円	40,601,000円																							
	2回目	令6.7	535,183,000円	7,282,000円																							
	3回目(予定)	令6.9	539,957,000円	4,774,000円																							
			計	52,657,000円 (増加率10.8%)																							
※ 契約金額には消費税を含む。																											
3 契 約 年 月 日 令和4年9月30日																											
4 契 約 番 号 4足総契契第010479号																											
5 工 期																											
<table><tr><th>変更回</th><th>工期</th></tr><tr><td>当初・1回目</td><td>令和4年10月3日から令和6年8月16日まで</td></tr><tr><td>2回目</td><td>令和4年10月3日から令和6年10月11日まで</td></tr><tr><td>3回目</td><td>変更なし</td></tr></table>			変更回	工期	当初・1回目	令和4年10月3日から令和6年8月16日まで	2回目	令和4年10月3日から令和6年10月11日まで	3回目	変更なし																	
変更回	工期																										
当初・1回目	令和4年10月3日から令和6年8月16日まで																										
2回目	令和4年10月3日から令和6年10月11日まで																										
3回目	変更なし																										
6 工 事 場 所 足立区綾瀬三丁目23番14号																											

	7 契約変更理由および内容 (1) 1回目変更 公共工事設計労務単価（人件費）の上昇により、請負金額が著しく不適當になることが見込まれたため、契約金額の変更を行った。 (2) 2回目変更 ア 公共工事設計労務単価（人件費）の上昇により、請負金額が著しく不適當になることが見込まれたため、契約金額の変更を行った。 イ 契約工期の延伸に伴う諸経費の増加。 (3) 3回目変更 関連工事との調整による配管延長に伴い、空調機能確保のため、配管口径等仕様変更による増加。 8 契約変更（仮承諾）年月日 令和6年8月30日 9 そ の 他 議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、本件を議会に提出する必要がある。
--	---

足立区立東綾瀬中学校 案内図



第 号議案

東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について
東綾瀬中学校改築空調設備工事実施のため、下記のとおり請負契約を
変更する。

記

- 1 契約変更の対象 東綾瀬中学校改築空調設備工事
- 2 契約変更の原因 契約条項第 18 条および第 24 条に基づく変更
- 3 契約変更後の金額 539,957,000 円
- 4 契約変更の相手方 東京都足立区加賀一丁目 5 番 4 号
水工房・カンノ建設共同企業体
代表者 株式会社水工房
代表取締役 青木 大輔
- 5 工 期 令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 10 月 11 日
まで

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、令和 4 年 9 月 30 日に契約を締結し、現在施工中のものであります。

このたび、設計変更の必要が生じたため、契約金額 5 億 3,518 万 3,000 円を 5 億 3,995 万 7,000 円に増額変更し、現在施工中の業者と契約変更いたすものであります。

6 足総契発第 1012 号
令和 6 年 8 月 29 日

足立区教育委員会

教育長 中 村 明 慶 様

足 立 区 長

近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
- 2 東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について
- 3 やよい図書館の書架・什器の購入について
- 4 理科教育設備物品の購入について

以上



第 8 3 号議案

「やよい図書館の書架・什器の購入について」に関する教育委員会
会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「やよい図書館の書架・什器の購入について」に関する教育委員会
会の意見について

「やよい図書館の書架・什器の購入について」の契約にあたり、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものと
する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 3 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	「やよい図書館の書架・什器の購入について」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 契約の相手方 帝國器材株式会社 代表取締役 大原 和子 東京都足立区江北二丁目 4 番 2 7 号 2 契 約 金 額 6 1, 0 9 4, 4 4 0 円（落札率 9 7. 9 5 %） 3 入 札 方 法 指名競争入札 4 入 札 番 号 第 8 5 1 号 5 予 定 価 格 6 2, 3 7 0, 0 0 0 円（事後公表） 6 指名業者数 1 0 者（予定価格超過 7 者、辞退 2 者） 7 入札日・開札日 令和 6 年 8 月 2 3 日 8 納 期 限 令和 7 年 1 月 3 1 日 9 納 入 場 所 やよい図書館指定場所 10 契 約 内 容 書架及び什器等を購入する。 (1) 木金書架 複式 6 連 5 段 6 台 (2) 木金書架 複式 5 連 5 段 6 台 (3) 木金書架 複式 6 連 4 段 4 台 (4) 閲覧机 対面 4 人用 8 台 (5) 他 7 2 品 ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第 号議案

やよい図書館の書架・什器の購入について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

やよい図書館の書架・什器の購入について

下記のとおり物品を買入れる。

記

- 1 契約の内容 書架及び什器等を購入する。
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 61,094,440 円
- 4 契約の相手方 東京都足立区江北二丁目 4 番 27 号
帝國器材株式会社
代表取締役 大原 和子
- 5 納 期 限 令和 7 年 1 月 31 日

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

6 足総契発第 1012 号
令和 6 年 8 月 29 日

足立区教育委員会

教育長 中 村 明 慶 様

足 立 区 長

近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
- 2 東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について
- 3 やよい図書館の書架・什器の購入について
- 4 理科教育設備物品の購入について

以上



第 8 4 号議案

「理科教育設備物品の購入について」に関する教育委員会の意見
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「理科教育設備物品の購入について」に関する教育委員会の意見
について

「理科教育設備物品の購入について」の契約にあたり、足立区長より
教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 4 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	「理科教育設備物品の購入について」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 契約の相手方 有限会社あづま商店 代表取締役 東 英徳 東京都足立区千住元町 1 8 番 3 号 2 契 約 金 額 3 7, 7 4 1, 5 5 0 円（落札率 9 4. 7 1 %） 3 入 札 方 法 指名競争入札 4 入 札 番 号 第 8 0 1 号 5 予 定 価 格 3 9, 8 4 9, 0 4 0 円（事後公表） 6 指名業者数 1 0 者（予定価格超過 4 者、辞退 1 者、不参 2 者） 7 入札日・開札日 令和 6 年 7 月 3 1 日 8 納 期 限 令和 6 年 1 1 月 2 9 日 9 納 入 場 所 千寿小学校外 1 0 1 校 10 契 約 内 容 理科教育設備整備のための物品を購入する。 （1）小学生 生物顕微鏡 4 6 9 台 （2）中学生 鉄製スタンド 3 5 0 台 ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第 号議案

理科教育設備物品の購入について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

理科教育設備物品の購入について

下記のとおり物品を買入れる。

記

- 1 契 約 の 内 容 理科教育設備整備のための物品を購入する。
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 3 7 , 7 4 1 , 5 5 0 円
- 4 契約の相手方 東京都足立区千住元町 1 8 番 3 号
有限会社あづま商店
代表取締役 東 英徳
- 5 納 期 限 令和 6 年 1 1 月 2 9 日

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

6 足総契発第 1012 号
令和 6 年 8 月 29 日

足立区教育委員会

教育長 中 村 明 慶 様

足 立 区 長

近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
- 2 東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について
- 3 やよい図書館の書架・什器の購入について
- 4 理科教育設備物品の購入について

以上



第 8 5 号議案

「令和 5 年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）」に関する教育
委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「令和 5 年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）」に関する教育
委員会の意見について

「令和 5 年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）」について、足立区
長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 5 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	「令和 5 年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、決算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 決算名 令和 5 年度足立区一般会計歳入歳出決算（案） 2 主な内容 P 3 4 ～ 3 5 のとおり

令和5年度教育関係決算（案）について

(1)一般会計 歳入

教育指導部

単位：円

款 項	予算現額	決算額	予算現額に比し増減	収入率(%)
15 国庫支出金	27,548,000	26,920,907	-627,093	97.72
02 国庫補助金	26,775,000	26,775,000	0	100
03 国庫委託金	773,000	145,907	-627,093	18.88
16 都支出金	700,743,000	660,032,993	-40,710,007	94.19
02 都補助金	698,529,000	657,935,444	-40,593,556	94.19
03 都委託金	2,214,000	2,097,549	-116,451	94.74
19 繰入金	1,021,680,000	1,021,680,000	0	100
01 基金繰入金	1,021,680,000	1,021,680,000	0	100
21 諸収入	4,824,000	8,913,893	4,089,893	184.78
05 雑入	4,824,000	8,913,893	4,089,893	184.78
合 計	1,754,795,000	1,717,547,793	-37,247,207	97.88

学校運営部

単位：円

款 項	予算現額	決算額	予算現額に比し増減	収入率(%)
14 使用料及び手数料	11,832,000	12,165,392	333,392	102.82
01 使用料	11,832,000	12,165,392	333,392	102.82
15 国庫支出金	487,133,000	224,013,000	-263,120,000	45.99
01 国庫負担金	18,187,000	4,661,000	-13,526,000	25.63
02 国庫補助金	468,946,000	219,352,000	-249,594,000	46.78
16 都支出金	265,029,000	235,002,572	-30,026,428	88.67
02 都補助金	265,029,000	235,002,572	-30,026,428	88.67
17 財産収入	300,000	580,316	280,316	193.44
02 財産売却収入	300,000	580,316	280,316	193.44
18 寄付金	15,379,000	25,330,119	9,951,119	164.71
01 寄付金	15,379,000	25,330,119	9,951,119	164.71
19 繰入金	2,801,524,000	2,681,727,760	-119,796,240	95.72
01 基金繰入金	2,801,524,000	2,681,727,760	-119,796,240	95.72
21 諸収入	79,942,000	101,343,126	21,401,126	126.77
03 貸付金元利収入	63,420,000	84,240,000	20,820,000	132.83
05 雑入	16,522,000	17,103,126	581,126	103.52
合 計	3,661,139,000	3,280,162,285	-380,976,715	89.59

子ども家庭部

単位：円

款 項	予算現額	決算額	予算現額に比し増減	収入率(%)
13 分担金及び負担金	987,064,000	979,749,220	-7,314,780	99.26
01 負担金	987,064,000	979,749,220	-7,314,780	99.26
14 使用料及び手数料	14,299,000	16,615,503	2,316,503	116.2
01 使用料	14,299,000	16,615,503	2,316,503	116.2
15 国庫支出金	9,133,208,000	9,038,536,402	-94,671,598	98.96
01 国庫負担金	8,604,000,000	8,508,791,917	-95,208,083	98.89
02 国庫補助金	526,908,000	527,705,500	797,500	100.15
03 国庫委託金	2,300,000	2,038,985	-261,015	88.65
16 都支出金	7,271,443,000	7,276,786,299	5,343,299	100.07
01 都負担金	3,786,626,000	3,727,627,686	-58,998,314	98.44
02 都補助金	3,484,817,000	3,549,158,613	64,341,613	101.85
17 財産収入	20,228,000	20,229,143	1,143	100.01
01 財産運用収入	20,228,000	20,229,143	1,143	100.01
19 繰入金	105,758,000	102,846,000	-2,912,000	97.25
01 基金繰入金	105,758,000	102,846,000	-2,912,000	97.25
21 諸収入	85,146,000	111,397,358	26,251,358	130.83
05 雑入	85,146,000	111,397,358	26,251,358	130.83
合 計	17,617,146,000	17,546,159,925	-70,986,075	99.60

令和5年度教育関係決算（案）について

(2)一般会計 歳出

教育指導部

単位：円

款 項	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
02 総務費	46,000	45,700	0	300	99.35
01 総務管理費	46,000	45,700	0	300	99.35
07 教育費	7,275,348,000	7,228,895,681	0	46,452,319	99.36
01 教育総務費	7,275,348,000	7,228,895,681	0	46,452,319	99.36
合 計	7,275,394,000	7,228,941,381	0	46,452,619	99.36

学校運営部

単位：円

款 項	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
03 民生費	331,000	327,231	0	3,769	98.86
02 児童福祉費	331,000	327,231	0	3,769	98.86
06 土木費	336,000	335,225	0	775	99.77
04 都市計画費	336,000	335,225	0	775	99.77
07 教育費	16,363,313,000	14,880,139,242	1,819,000,000	-335,826,242	90.94
01 教育総務費	2,700,283,000	2,601,032,451	0	99,250,549	96.32
02 小学校費	8,321,899,000	7,501,218,624	0	820,680,376	90.14
03 中学校費	4,799,563,000	4,302,548,801	1,819,000,000	-1,321,985,801	89.64
04 校外施設費	280,743,000	262,858,383	0	17,884,617	93.63
06 社会教育費	260,825,000	212,480,983	0	48,344,017	81.46
合 計	16,363,980,000	14,880,801,698	1,819,000,000	-335,821,698	90.94

子ども家庭部

単位：円

款 項	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
03 民生費	31,304,964,000	30,397,532,672	0	907,431,328	97.1
02 児童福祉費	31,304,964,000	30,397,532,672	0	907,431,328	97.1
07 教育費	4,950,964,000	4,431,394,229	0	519,569,771	89.51
01 教育総務費	347,021,000	331,154,623	0	15,866,377	95.43
05 幼稚園費	4,480,086,000	3,989,161,838	0	490,924,162	89.04
06 社会教育費	123,857,000	111,077,768	0	12,779,232	89.68
合 計	36,255,928,000	34,828,926,901	0	1,427,001,099	96.06

6 足 会 発 第 7 4 1 号
令 和 6 年 7 月 1 8 日

足立区教育委員会
教育長 中村 明慶 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第3回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和5年度足立区一般会計歳入歳出決算 (案)



教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件名	令和7年度区立学校等の入学式・卒業式等の日程について
所管部課名	教育指導部教育政策課 子ども家庭部保育・入園課
内容	1 令和7年度区立学校等の入学式・卒業式等の日程について (1) 入学式、入園式 小 学 校 令和7年4月 7日（月）午後 中 学 校 令和7年4月 8日（火）午前 こども園 令和7年4月 9日（水）午前 (2) 卒業式、修了式 小 学 校 令和8年3月25日（水）午前 中 学 校 令和8年3月19日（木）午前 こども園 令和8年3月18日（水）午前 (3) 入学式、入園式の日程について 区教育委員会では、以下の決定基準に基づいて、区立小・中学校、こども園の入学式（入園式）の日程を決めている。 小 学 校：前期始業式の日（月）の午後 中 学 校：小学校入学式の翌日（月）の午前 こども園：中学校入学式の翌日（月）の午前 2 今後の予定 (1) 入学当初の保護者の負担軽減を図るため、既に配布物のスケジュールや書類等の提出日を柔軟に設定するなど行っているが、入学当初の負担が集中しないよう引き続き取り組んでいく。 (2) 本日程について、文教委員会、定例校長会にて報告し、区ホームページ上で周知する（10月下旬予定）。 （参考）区立中学校と都立高校の入学式日程の重複について 区立中学校と都立高校の入学式を別日にして欲しいとの要望について、中学校の入学式の日程変更には、春季休業期間の短縮や授業数の確保などの課題があるため、以下のとおり区ホームページに掲載している。 「都立高校の入学式日程は、各高校が定めております。詳しくは各校のホームページでご確認ください。なお、都立高校と区立中学校の入学式日程の重複を回避するよう検討・調整してまいりましたが、授業数の確保等、学校運営上の理由から、調整は難しい状況です。ご理解いただきますようお願い申し上げます。」

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件名	デジタル採点システムの検証結果報告について		
所管部課名	教育指導部学校ICT推進課		
内 容	デジタル採点システムの検証結果について、以下のとおり報告する。		
	1 概要		
	校務DXの一環として、現在中学校10校に導入されているデジタル採点システムの導入検証を以下のとおり行った。検証の結果、十分な効果が見られた。		
	2 検証結果		
	(1) 検証システム		
	採点ナビ（インストール版）		
	(2) 検証した中学校（同規模で検証）		
	① 採点ナビを導入している中学校2校		
	第一中学校、西新井中学校		
	② 採点ナビを導入していない中学校2校		
新田中学校、第十二中学校			
(3) 検証結果			
	採点ナビ 未導入	採点ナビ 導入	効果
対象教科	英数国理社	英数国理社	—
採点ナビを利用している教科	—	英数国理社	—
採点にかかる1人当たりの時間	9時間	3時間25分	<u>62%</u> の作業時間減
C4thに取り込むデータを作成する1人当たりの時間	2時間	15分	<u>87%</u> の作業時間減
3 その他副次的な効果			
(1) 採点ミス、集計ミスが無くなった			
システム上で丸付が完了すると自動採点されるため、ミスが無くなった。			
(2) 答案用紙改ざん対策の答案用紙コピーの手間が無くなった			
答案用紙をスキャンし、システム上にスキャンデータが保存されるため、コピーを取る必要が無くなった。			

	(3) 記述式の採点基準のブレが無くなった「生徒1人の答案を丸付して次の生徒に進む」が通常の採点方法であるが、デジタル採点システムは「1問に対してクラスごとに採点する」方法のため、記述式の解答を比較しながら採点することが容易となった。更に比較しながら採点できることで、記述式の採点基準のブレが無くなった。 4 今後の方針 検証結果を以下の方法にて周知し、インストール版のデジタル採点システムの積極的な導入と活用を促していく。 (1) 役員連絡会、校長会での周知 (2) C4th 連絡掲示板での周知
--	---

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件名	令和6年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について														
所管部課名	教育指導部学力定着推進課														
内 容	令和6年4月18日に実施した、令和6年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について、文部科学省より結果データの提供があったため、以下のとおり報告する。														
	1 実施日 令和6年4月18日（木）														
	2 対象学年・科目・受検人数（単位：人）														
	<table><tr><td> 科目 対象学年 </td><td>国語</td><td>算数/数学</td><td>児童生徒 質問調査</td></tr><tr><td>小学6年生</td><td>4,801</td><td>4,805</td><td>4,793</td></tr><tr><td>中学3年生</td><td>4,031</td><td>4,029</td><td>4,033</td></tr></table>	科目 対象学年	国語	算数/数学	児童生徒 質問調査	小学6年生	4,801	4,805	4,793	中学3年生	4,031	4,029	4,033		
	科目 対象学年	国語	算数/数学	児童生徒 質問調査											
	小学6年生	4,801	4,805	4,793											
	中学3年生	4,031	4,029	4,033											
	3 調査結果の概要（詳細はP41～42参照）														
	(1) 国の正答率との差														
	ア 小学校 国語は昨年度の+0.7ポイントから-2.0ポイントとなり、国の正答率を下回った。算数は+1.0ポイントと、引き続き国の正答率を上回っている。														
イ 中学校 国語・数学いずれも-0.6ポイントと、国の正答率を下回ったものの、年々差を縮めており、国の正答率まであと一步のところまで近づいた。															
(2) 数値について															
ア 平成29年度以後、国は <u>自治体の平均正答率（※）を整数値で公表している。</u>															
	※ 児童・生徒の平均正答数の割合を%で示した数値 【（平均正答数／出題数）×100】														
	イ 以降の表の <u>区平均正答率は、全受検児童・生徒の平均正答数をもとに区独自に小数第1位まで算出したもの。</u>														
	ウ <u>都の平均正答率は、公表値（整数）のまま表記した。</u>														
	4 今後の方針														
	区全体の傾向を各学校と共有するとともに、区全体の傾向・解説と各学校の領域別・観点別の詳細結果を区ホームページに掲載する。														

5 調査結果

(1) 小学校

ア 国語

上段： 平均正答率 【単位：％】

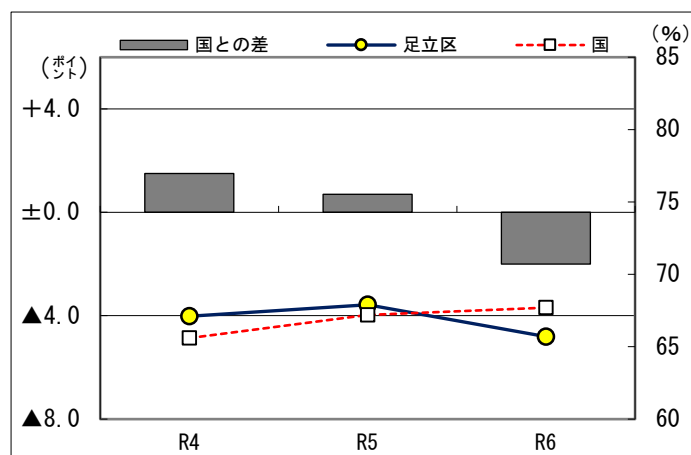
下段： (平均正答数) 【単位：問】

	区	国	国との差	都
R4	67.1 (9.4)	65.6 (9.2)	+1.5 (+0.2)	69 (9.6)
R5	67.9 (9.5)	67.2 (9.4)	+0.7 (+0.1)	69 (9.7)
R6	65.7 (9.2)	67.7 (9.5)	▲2.0 (▲0.3)	70 (9.8)

出題数 14 問

出題数 14 問

出題数 14 問



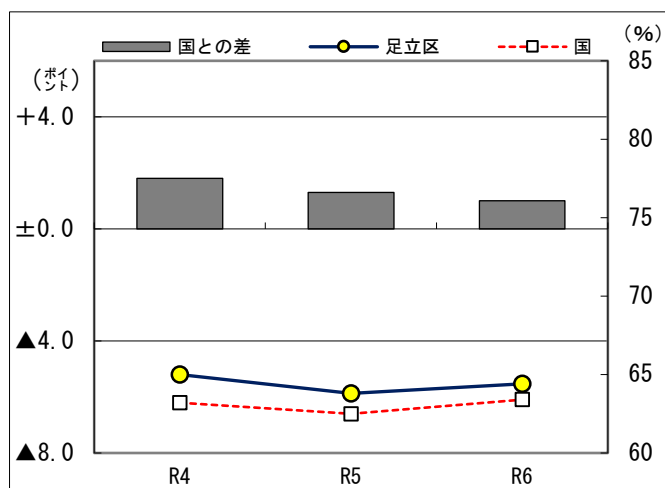
イ 算数

	区	国	国との差	都
R4	65.0 (10.4)	63.2 (10.1)	+1.8 (+0.3)	67 (10.7)
R5	63.8 (10.2)	62.5 (10.0)	+1.3 (+0.2)	67 (10.7)
R6	64.4 (10.3)	63.4 (10.1)	+1.0 (+0.2)	68 (10.9)

出題数 16 問

出題数 16 問

出題数 16 問



(2) 中学校

ア 国語

上段： 平均正答率 【単位：％】

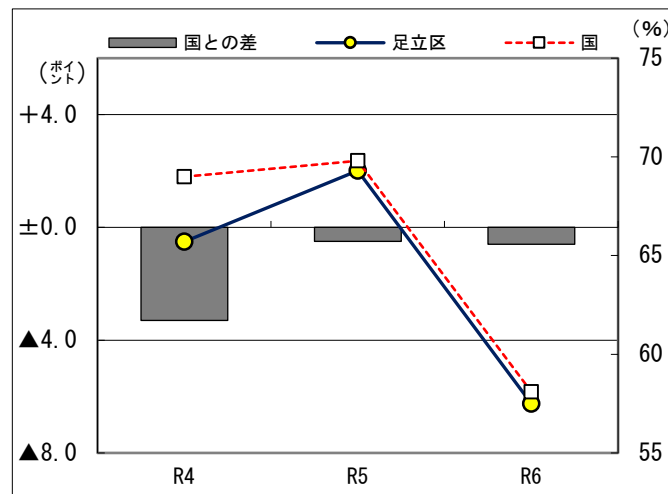
下段： (平均正答数) 【単位：問】

	区	国	国との差	都
R4	65.7 (9.2)	69.0 (9.7)	▲3.3 (▲0.5)	70 (9.8)
R5	69.3 (10.4)	69.8 (10.5)	▲0.5 (▲0.1)	72 (10.8)
R6	57.5 (8.6)	58.1 (8.7)	▲0.6 (▲0.1)	61 (9.1)

出題数 14 問

出題数 15 問

出題数 15 問



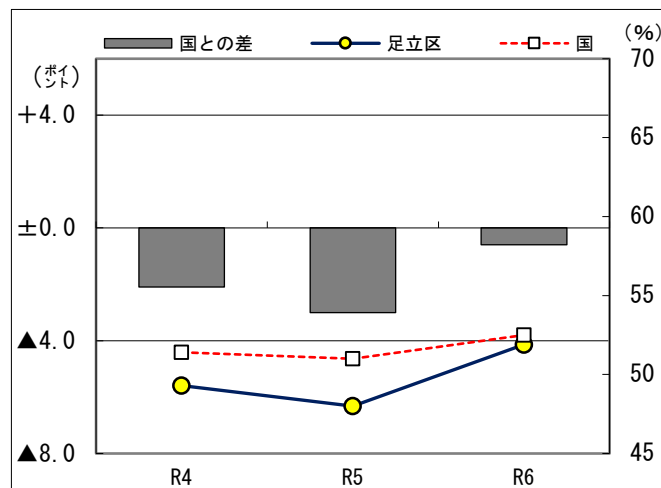
イ 数学

	区	国	国との差	都
R4	49.3 (6.9)	51.4 (7.2)	▲2.1 (▲0.3)	54 (7.6)
R5	48.0 (7.2)	51.0 (7.6)	▲3.0 (▲0.4)	54 (8.2)
R6	51.9 (8.3)	52.5 (8.4)	▲0.6 (▲0.1)	57 (9.1)

出題数 14 問

出題数 15 問

出題数 16 問



教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件名	令和6年度スモール・ステップ・ルーム（ＳＳＲ）設置中学校における 教員アンケートの状況について																																						
所管部課名	教育指導部教育指導課																																						
内 容	ＳＳＲ運用開始時（４月当初）から夏季休業日前（７月末）までの約４ カ月の期間において、ＳＳＲを利用している生徒の生活面及び学習面にど のような変化が見られたかを把握するとともに、今後のＳＳＲの課題点及 び方向性を確認することを目的に、教員アンケートを実施した。その結果 について報告する。																																						
	1 アンケートの実施対象と質問内容																																						
	(1) 実施対象																																						
	※ 区内４校におけるＳＳＲ利用生徒（ＳＳＲを３回以上利用した 生徒）合計３３人を対象として教員アンケートを実施した（回答 率１００％）。																																						
	<table><tr><td colspan="2"></td><td>第一 中学校</td><td>蒲原 中学校</td><td>加賀 中学校</td><td>六月 中学校</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="3">学年 内訳</td><td>１年</td><td>４人</td><td>１人</td><td>１人</td><td>１人</td><td>７人</td></tr><tr><td>２年</td><td>２人</td><td>３人</td><td>３人</td><td>１人</td><td>９人</td></tr><tr><td>３年</td><td>５人</td><td>５人</td><td>２人</td><td>５人</td><td>１７人</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>１１人</td><td>９人</td><td>６人</td><td>７人</td><td>３３人</td></tr></table>								第一 中学校	蒲原 中学校	加賀 中学校	六月 中学校	計	学年 内訳	１年	４人	１人	１人	１人	７人	２年	２人	３人	３人	１人	９人	３年	５人	５人	２人	５人	１７人	計		１１人	９人	６人	７人	３３人
			第一 中学校	蒲原 中学校	加賀 中学校	六月 中学校	計																																
	学年 内訳	１年	４人	１人	１人	１人	７人																																
		２年	２人	３人	３人	１人	９人																																
		３年	５人	５人	２人	５人	１７人																																
	計		１１人	９人	６人	７人	３３人																																
(2) 質問内容																																							
ア 生徒のＳＳＲ利用状況について																																							
イ 生徒の変容について																																							
(ア) WEBQU（学校満足度等）の変化																																							
(イ) 登校状況の変化																																							
(ウ) 友人関係の変化																																							
(エ) リモート授業の活用																																							
(オ) 課題・宿題等の取組状況																																							
(カ) その他の変容																																							
ウ 学校全体としてＳＳＲの変容について																																							
2 結果																																							
(1) 課題・宿題等の取組状況に一部課題はあるものの、登校状況、友人 関係ともに利用生徒の３割以上が改善した。ＳＳＲの開設により、登 校のハードルが下がり、不登校未然防止に効果があった。																																							

3 アンケート結果

(1) 生徒のSSR利用状況について（33人の内訳）

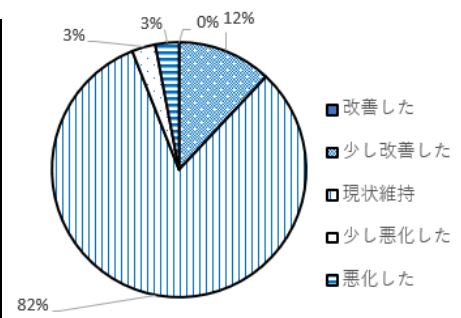
生徒の状況	人数	学校内訳	
SSRを不登校未然防止として利用している生徒	21人 (64%)	第一	7人
		蒲原	5人
		加賀	3人
		六月	6人
不登校であった（不登校傾向を含む）が、SSRが開設されたことで登校するようになった生徒	12人 (36%)	第一	4人
		蒲原	4人
		加賀	3人
		六月	1人

※ 不登校及び不登校傾向の生徒の内訳として、1年生は1人、2年生は6人、3年生は5人。

(2) 通所当初と比較した生徒の変容について

ア WEBQUの変化について

質問項目	人数	%
改善した	0人	0%
少し改善した	4人	12%
現状維持	27人	82%
少し悪化した	1人	3%
悪化した	1人	3%



※ 「少し悪化した」生徒の理由（1人）

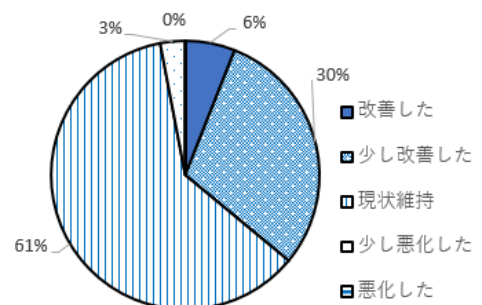
（ア）学校生活に不満をもっていたが、友達との関係が悪化し、7月からSSRを利用するようになった。

※ 「悪化した」生徒の理由（1人）

（ア）小学校で代表委員を務めるなど、積極的な面が見られたが、中学校に入り、環境の変化や自分の思いどおりにならないことに対してフラストレーションが溜まっている（小学校時「学校生活満足群」→中学校「侵害行為認知群」）。

イ 登校状況の変化

質問項目	人数	%
改善した	2人	6%
少し改善した	10人	30%
現状維持	20人	61%
少し悪化した	1人	3%
悪化した	0人	0%

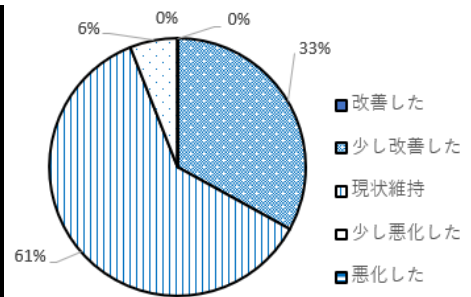


※ 「少し悪化した」生徒の理由（1人）

（ア）受験に向けて不安が高まり、登校する日数が減少した。

ウ 友人関係の変化

質問項目	人数	%
改善した	0人	0%
少し改善した	11人	33%
現状維持	20人	61%
少し悪化した	2人	6%
悪化した	0人	0%



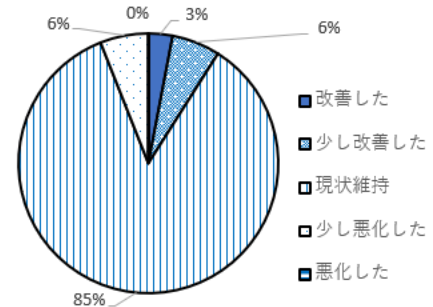
※ 「少し悪化した」生徒の理由（2人）

（ア）SSRを利用している友達と共依存状態になってしまっている。

（イ）利用直後の友達関係は良好であったが、慣れもあり、友達の言動に過敏に反応してしまい、冗談を本気で捉えてしまい、口論に発展してしまうことがある。

エ リモート授業の活用

質問項目	人数	%
改善した	1人	3%
少し改善した	2人	6%
現状維持	28人	85%
少し悪化した	2人	6%
悪化した	0人	0%



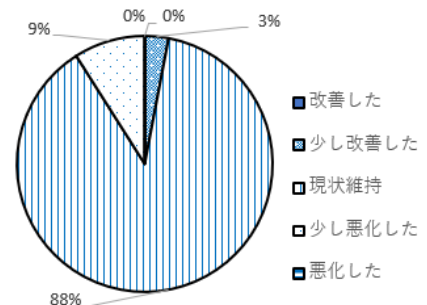
※ 「少し悪化した」生徒の理由（2人）

（ア）教室で授業を受ける力があるが、授業に参加せず、SSRに来室しリモート授業を受ける癖が付いてしまった。

（イ）出席が安定しなくなってしまったことと連動し、リモート授業に参加する頻度も減少してしまった。

オ 課題・宿題等の取組状況

質問項目	人数	%
改善した	0人	0%
少し改善した	1人	3%
現状維持	29人	88%
少し悪化した	3人	9%
悪化した	0人	0%



※ 「少し悪化した」生徒の理由（3人）

（ア）利用直後は真面目に課題に取り組んでいたが、現在はSSRを利用する目的が「カードゲームを行いたいから」となっている。

(イ) 利用直後は課題に黙々と取り組んでいたが、課題に取り組むより、友達とコミュニケーションをとる機会が大幅に増えている(2人)。

カ その他の変容

(ア) 運動会は一部のみ参加したが、職場体験は全日参加することができた。

(イ) 毎日SSRで給食を食べていたが、教室で喫食できる回数が増加した。

(ウ) 友達とのトラブルからSSRを利用するようになったが、朝から真面目に登校・来室し、課題に黙々と取り組んでいる。

(エ) SSRを利用するようになってからよく話をするようになった。

(3) 学校全体としてSSRの変容について

ア 生徒から「SSRができたことで登校へのハードルが下がった」「SSRがなかったら不登校になっていた」等の発言があった。

イ 女子生徒やおとなしく優しい生徒が多い中で、落ち着きがなく言動に課題のある1年男子が入ったことでSSR内の雰囲気が変わったが、その雰囲気を壊す生徒に対して注意する生徒も現れた。

ウ これまで登校できなかった生徒が、SSRが開設されたことで、毎日SSRに登校することができるようになった。

エ SSRを利用している生徒9人のニーズに全て答えられていない部分がある。今後、SSRの雰囲気作りを生徒主体で作り上げていくことが課題である。

オ SSRに来室した当初は、他の生徒と全く関わろうとしなかった生徒が、笑顔が増え、会話をするようになり、トランプを行うようになった。

カ 生徒がお互いにそれぞれの個性・特徴を認め合い、相手の心情を押し量って過ごしている。

4 SSR(スモール・ステップ・ルーム)の今後の方針

(1) 生徒の登校状況等に改善が見られ、不登校未然防止に効果があるため、令和7年度は新規設置校を6校増設予定。増設に必要な経費は、令和6年第3回定例会に補正予算案(債務負担行為)を提出。

(2) 今後、令和9年度までの3年間で区内全中学校にSSRを開設することを目指す。

(3) 令和6年11月に実施される副校長連絡会において、SSR設置校の実践内容の発表報告を行い、全小中学校に周知する。また、本アンケート結果についても校長会や生活指導担当者連絡会等でSSRの設

	置背景や利用について改めて周知する。 (4) 令和6年12月を目途に、再度、教員及び生徒を対象にアンケートを実施し、生活面及び学習面において更なる変容を確認する。
--	---

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件名	「令和6年度第1回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について			
所管部課名	教育指導部教育指導課			
内 容	1 アンケート実施期間 令和6年6月1日から同月30日までにおいて各学校が定めた期間 ※ 【参考】年3回（6月、11月、2月）実施			
	2 対 象 全区立小・中学校 全児童・生徒 調査回答数 小学校 28,897名 中学校 13,103名 計 42,000名 回収率 98.8%			
	3 結果概要（主要項目の前年6月との比較） 全体についてはP50～52参照。			
		数	割合	増減
	相談できる人がいる	41,562人	99.0%	△514人 +0.8ポイント
	相談できる人がいない	438人	1.0%	△325人 △0.8ポイント
	冷やかし、からかい、悪口を言われた	3,307件	7.9%	+172件 +0.6ポイント
	未提出数 ※	523件	1.2%	+119件 +0.3ポイント
	※ 不登校であり回収に至らなかった376件（+66件）、学籍のみ置き実際には通学していない39件（+18件）など。詳細はP51参照。			
	4 アンケート結果の分析と今後の対応			
結果の分析		今後の対応		
ア 「相談できる人がいる」が増加している一方、1.0%の438人の児童・生徒が「相談できない」状況であり、今後もきめ細やかな指導を行っていく必要がある。		ア 各校において校内での相談先を児童・生徒に改めて周知するとともに、教職員からも日常的に児童・生徒との関わりや声掛けを増やすなどの対応を強化するよう依頼する。また、「相談できる人がいない」児童・生徒について、WEB Q Uの結果とのクロス集計を行い、個別に面談等を行いフォローしていくよう学校に指導する。		

	イ 相談先はスマートフォンやゲーム機を介したインターネット上の相談先に関する回答が徐々に増加している（P 50 結果1 参照）。	イ セーフティ教室等の機会を活用して、児童・生徒のメディアリテラシーを向上させていくことで、児童・生徒が相談先を適切に選択する力を育成する。
	ウ 不登校児童・生徒数の増加に伴い、アンケート未提出数も増加している。	ウ 未回収となっている家庭については、引き続き、電話連絡等を通して心身の状況を把握し、いじめ被害の有無を確認する。また、令和6年度内に段階的にいじめアンケートのデジタル化を進め、利便性を高めることで提出率の向上を図る。

5 今後の方針

(1) 令和6年9月の定例校長会、生活指導担当者連絡会において、本アンケートの結果概要を公表するとともに、今後の対応について依頼をする。

(2) 12月開催予定の足立区いじめ等問題対策委員会に報告する。

令和6年度 第1回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果（R6. 6月）

基礎情報	小学校			中学校			合計		
	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6
在籍数	29,703 人	29,755 人	29,132 人	13,540 人	13,559 人	13,391 人	43,243 人	43,314 人	42,523 人
調査回答数	29,525 人	29,413 人	28,897 人	13,314 人	13,155 人	13,103 人	42,839 人	42,568 人	42,000 人
回答率	99.4%	98.9%	99.2%	98.3%	97.0%	97.8%	99.1%	98.3%	98.8%
未回収数	178 人	342 人	235 人	226 人	404 人	288 人	404 人	746 人	523 人
前回未回収数	231 人	253 人	342 人	393 人	370 人	404 人	624 人	623 人	746 人

結果 （回答件数）

調査項目			小学校			中学校			合計		
			R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6
1	相談できる人がいる		98.6%	99.3%	99.3%	97.4%	98.4%	98.1%	98.2%	99.0%	99.0%
	内訳	家の人	91.0%	91.1%	91.8%	80.4%	81.7%	82.9%	87.7%	88.2%	89.0%
	※複数回答	先生	64.9%	66.1%	65.0%	52.1%	53.7%	54.2%	60.9%	62.3%	61.7%
		友人	57.7%	62.8%	58.7%	77.2%	77.4%	78.4%	63.8%	67.3%	64.8%
		S C	13.3%	15.5%	13.8%	19.8%	19.5%	20.4%	15.3%	16.7%	15.9%
		その他	3.5%	3.6%	3.9%	2.2%	1.7%	1.7%	3.1%	3.0%	3.2%
	・親の友人・病院の先生・看護師・放課後デイサービスの人・放課後子ども教室スタッフ・いとこ・はとこ・祖父・母・学童の先生・おじおば・ペット（犬、猫、うさぎ）・ネット上の友人・習い事の先生・あすテップの先生・病院の看護師・塾の先生・ライン相談・フリーダイヤル相談窓口・知り合い・先輩・親戚・友人の母・子供家庭支援センター・児童相談所・ベビーシッター・近所の人・部活のコーチ・ぬいぐるみ・小学校の先生・スクールアシスタント・訪問看護・メンタルトレーニング・母子生活支援施設職員・八百屋のおじさん・日本語指導の先生・マンションの管理人・ボランティア・お店の人・ゲームの友達・警察・ネット配信者・保育園の先生・ジムの人・フリースタールの先生・登校サポーター・病院のカウンセラー										
2	冷やかしの、からかい、悪口を言われた		2,917 人	2,042 人	3,069 人	218 人	117 人	238 人	3,135 人	2,159 人	3,307 人
			9.9%	6.9%	10.6%	1.6%	0.9%	1.8%	7.3%	5.1%	7.9%
3	仲間はずれ、無視		1,170 人	787 人	1,206 人	59 人	29 人	56 人	1,229 人	816 人	1,262 人
			4.0%	2.7%	4.2%	0.4%	0.2%	0.4%	2.9%	1.9%	3.0%
4	軽くぶつかる、叩かれる、蹴られる		926 人	502 人	871 人	66 人	37 人	97 人	992 人	539 人	968 人
			3.1%	1.7%	3.0%	0.5%	0.3%	0.7%	2.3%	1.3%	2.3%
5	ひどく叩かれる、蹴られる		660 人	404 人	572 人	35 人	13 人	32 人	695 人	417 人	604 人
			2.2%	1.4%	2.0%	0.3%	0.1%	0.2%	1.6%	1.0%	1.4%
6	お金を取られる、隠される		15 人	15 人	21 人	3 人	1 人	4 人	18 人	16 人	25 人
			0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満
	・友達に千円とられたとの被害相談後、指導を行った。・クラスの女子にお金を取られた。・しまむらで友達に服を買ってあげた。・クラスメイトの男子から、お金を取ってこいと言われた。・ゲーム内の課金・放課後自分でお金を持って遊びに行き、ねだられて買ったお菓子をあげた。・300円貸して、200円しか返ってきていない。										

調査項目		小学校			中学校			合計		
		R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6
7	物をとられる、隠される	635 人	399 人	594 人	47 人	30 人	45 人	682 人	429 人	639 人
		2.2%	1.4%	2.1%	0.4%	0.2%	0.3%	1.6%	1.0%	1.5%
8	嫌なことをされる、させられる	475 人	266 人	435 人	36 人	21 人	33 人	511 人	287 人	468 人
		1.6%	0.9%	1.5%	0.3%	0.2%	0.3%	1.2%	0.7%	1.1%
9	パソコンやスマホ、携帯での嫌がらせ	63 人	67 人	93 人	38 人	17 人	39 人	101 人	84 人	132 人
		0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%
10	他のことでいじめられた	217 人	152 人	203 人	10 人	6 人	9 人	227 人	158 人	212 人
		0.7%	0.5%	0.7%	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.5%	0.4%	0.5%
	・靈感があることを否定された。・上級生にバットを投げる振りをされた。・砂をかけられた。・注意をしても聞いてくれない。・嘘をつかれた。・消しゴムや腕にマジックペンで書かれた・中指をたてられた。・にらまれた。・トイレで驚かされた。・強く注意された。・帰り道で待ち伏せされた。・追いかけられた。・つばをかけられた。・洗腸された。・自分の癖をまねされた。・通せんぼされた。・周りの者から臭いと言われる。（教員も匂うことを認識している。お風呂に入っていると本人は言っている。小学校時代から親はネグレクトという情報もある。）・部活動や学級の中で嫌なことを言われたり、食事会に誘われなかったりすることがある。・好きな人をばらされた。									
11	友達がいじめられているのを見た	1,764 人	1,208 人	1,720 人	93 人	57 人	122 人	1,857 人	1,265 人	1,842 人
		6.0%	4.1%	6.0%	0.7%	0.4%	0.9%	4.3%	3.0%	4.4%
12	今、いじめられている	348 人	220 人	351 人	34 人	23 人	35 人	382 人	243 人	386 人
		1.2%	0.7%	1.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.9%	0.6%	0.9%

未回収数の内訳

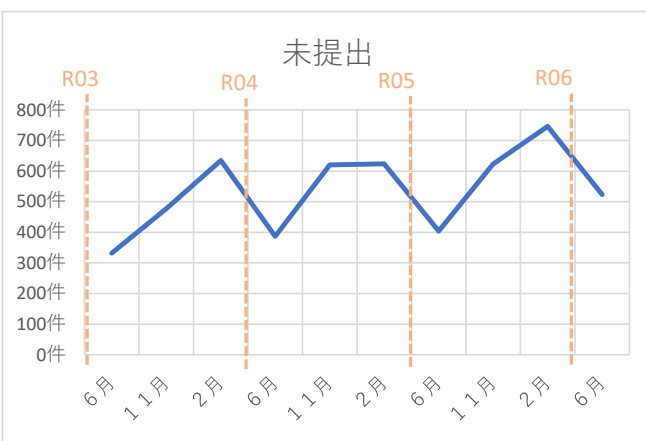
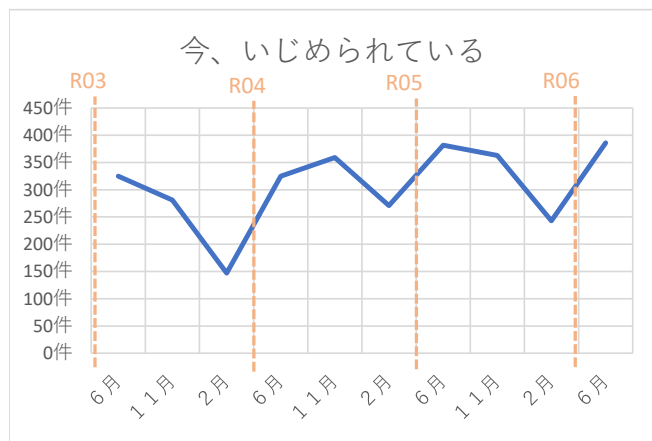
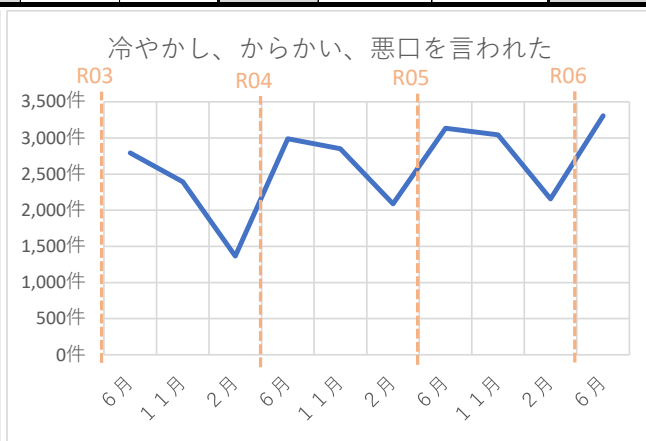
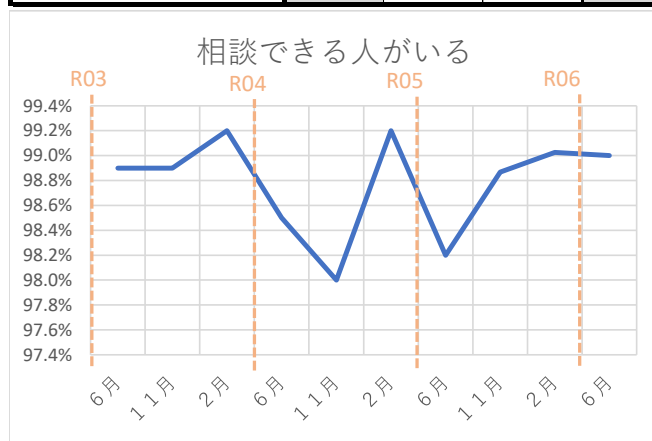
	小学校			中学校			合計		
	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6
全員回収	19	7	9	3	1	1	22	8	10
1 名	12	8	11	4	3	5	16	11	16
2 名	13	10	10	5	4	3	18	14	13
5 名以内	12	21	23	7	7	7	19	28	30
1 0 名以内	9	14	11	7	5	10	16	19	21
1 1 名以上	2	7	3	9	15	9	11	22	12
合計	67	67	67	35	35	35	102	102	102

未回収となった主な理由

	小学校			中学校			合計		
	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6	R5. 6	R6. 2	R6. 6
学籍のみ	12	23	25	9	15	14	21	38	39
実施期間中に居住地以外に在住	11	40	20	4	10	4	15	50	24
児童相談所等との連携	14	13	15	10	22	12	24	35	27
不登校であり、回収に至らなかった	112	205	146	189	319	230	301	524	376
本人・保護者の判断	12	12	11	4	21	14	16	33	25
病気（入院中も含む）	11	35	8	9	13	9	20	48	17
日本語による読解が困難な状況	6	14	10	1	4	5	7	18	15
合計	178	342	235	226	404	288	404	746	523

令和6年度 第1回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果【抜粋（年度中の変化）】

<経年>	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
	6月	11月	2月	6月	11月	2月	6月	11月	2月	6月
相談できる人がある	98.9%	98.9%	99.2%	98.5%	98.0%	99.2%	98.2%	98.9%	99.0%	99.0%
冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,793件	2,395件	1,366件	2,989件	2,851件	2,087件	3,135件	3,045件	2,159件	3,307件
今、いじめられている	325件	281件	147件	325件	359件	271件	382件	363件	243件	386件
未提出	332件	477件	635件	387件	620件	624件	404件	623件	746件	523件



教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件 名	学校部活動の地域連携・地域移行に関する今後の方針について																										
所管部課名	教育指導部教育指導課																										
内 容	学校部活動の地域連携・地域移行に向けた区の考え方について報告する。全体イメージは55ページ参照。 1 これまでの経緯 令和6年1月に実施した「部活動に関する教員向けアンケート」の結果から、以下のような回答を得た。 ア 部活動に対する負担感 <table border="1"> <tr> <td>とても強く感じる</td><td>29.5%</td></tr> <tr> <td>強く感じる</td><td>35.8%</td></tr> <tr> <td>あまり感じない</td><td>29.3%</td></tr> <tr> <td>感じない</td><td>5.4%</td></tr> </table> イ 外部指導員や部活動指導員の制度を拡充してほしいか <table border="1"> <tr> <td>ぜひ拡充してほしい</td><td>70.4%</td></tr> <tr> <td>できれば拡充してほしい</td><td>22.0%</td></tr> <tr> <td>必要ない</td><td>7.6%</td></tr> </table> ウ 今後の部活動はどのような実施形態が望ましいと思うか <table border="1"> <tr> <td>学校教育の一環ではなく、部活動を地域クラブや民間団体などにおける活動に移行する</td><td>43.6%</td></tr> <tr> <td>現在の部活動を維持し、外部指導員や部活動指導員の拡充</td><td>33.5%</td></tr> <tr> <td>設置する部活動を精選して、自校で実施する</td><td>9.4%</td></tr> <tr> <td>現在の部活動の実施形態のままでよい</td><td>4.0%</td></tr> <tr> <td>複数の学校による合同部活動として実施する</td><td>2.5%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7.0%</td></tr> </table>	とても強く感じる	29.5%	強く感じる	35.8%	あまり感じない	29.3%	感じない	5.4%	ぜひ拡充してほしい	70.4%	できれば拡充してほしい	22.0%	必要ない	7.6%	学校教育の一環ではなく、部活動を地域クラブや民間団体などにおける活動に移行する	43.6%	現在の部活動を維持し、外部指導員や部活動指導員の拡充	33.5%	設置する部活動を精選して、自校で実施する	9.4%	現在の部活動の実施形態のままでよい	4.0%	複数の学校による合同部活動として実施する	2.5%	その他	7.0%
とても強く感じる	29.5%																										
強く感じる	35.8%																										
あまり感じない	29.3%																										
感じない	5.4%																										
ぜひ拡充してほしい	70.4%																										
できれば拡充してほしい	22.0%																										
必要ない	7.6%																										
学校教育の一環ではなく、部活動を地域クラブや民間団体などにおける活動に移行する	43.6%																										
現在の部活動を維持し、外部指導員や部活動指導員の拡充	33.5%																										
設置する部活動を精選して、自校で実施する	9.4%																										
現在の部活動の実施形態のままでよい	4.0%																										
複数の学校による合同部活動として実施する	2.5%																										
その他	7.0%																										

	2 足立区の学校部活動の地域連携・地域移行の考え方 まず、第一段階として、近隣校の生徒が拠点校に集合し、「合同チーム」で活動を実施。プロスポーツチームの指導者が、実技指導を行い、顧問等がマネジメントを行う。将来的にはマネジメントをプロスポーツチームや民間クラブに移管していくことを想定している。 3 改革推進期間における足立区の実組 (1) 令和6年度 区が包括協定を結んでいるプロサッカーチームと部活動指導負担軽減モデル実証実験を行うための参加校の決定と、計画策定。 (2) 令和7年度 ア プロサッカーチームと連携した、教員の部活動指導負担軽減モデルの「第一段階」実技指導（実技指導・生徒の安全管理）の実証実験。 イ 令和8年度に向けて、「第二段階」マネジメント（学校外での活動の引率・保護者との連携・生徒指導に係る対応・活動の管理運営・学校との連絡・調整）までを含めた民間クラブとの連携事業の受託者選定 ウ プロサッカーチームと連携した教員の部活動指導負担軽減モデルの他地区への展開に向けた調査検討 (3) 令和8年度 ア プロサッカーチームと連携した部活動指導負担軽減モデルの他地区への展開 イ 民間クラブと連携した部活動の他地区への展開と多種目への展開に向けた調査検討 ウ 令和9年度に向けて、文化部の部活動指導負担軽減モデル実証実験を行うための準備 4 今後の方針 教員の部活動負担軽減のため令和7年度、以下の内容を実施する。 (1) 部活動指導員の拡充 (2) プロサッカーチームと連携した部活動の指導体制の構築 (3) プロサッカーチームと連携した部活動の他地区への展開に向けた調査検討 民間クラブと連携した部活動を展開することで、段階的に教員の部活動の負担を軽減していく。
--	---



足立区 学校部活動の地域連携・地域移行に関する方針（案）

ADACHI CITY

1 推進目標

教員の部活動指導負担軽減のために、民間クラブと連携した部活動の指導体制の構築

2 改革推進期間における足立区の実施

R6

- 区が包括協定を結んでいるプロチームに運動部負担軽減モデル実証実験の参加依頼
- 実証実験参加校の決定と計画策定

R7

- プロチームと連携した、教員の運動部負担軽減モデルの「第一段階」の実証実験
- 令和8年度に向けて、「第二段階」までを含めた民間クラブとの連携事業の受託者選定

R8

- 民間クラブと連携した部活動の他地区への展開
- 令和9年度に向けて、文化部の部活動指導負担軽減モデル実証実験を行うための準備

GOAL

- 教員の部活動指導負担軽減
- 部活動の指導と運営を民間クラブに委託、民間クラブと連携した部活動の指導体制の構築

3 足立区の学校部活動の地域連携・地域移行の考え方

近隣校の生徒が拠点校に集合し、「合同チーム」で活動を実施。プロチームの指導者が実技指導を行い、顧問等がマネジメントを行う。将来的にマネジメントをプロチームや民間クラブに移管していくことを想定。

教育委員会

プロチーム・民間クラブ

委託契約

実技指導

学校部活動

- ・顧問（マネジメント）
- ・プロチーム指導者

プロチーム・民間クラブと連携

拠点校



参加

近隣校

※実証実験モデル

4 教員の部活動負担軽減モデルイメージ

第一段階【実技指導】

- ・実技指導
- ・生徒の安全管理 など

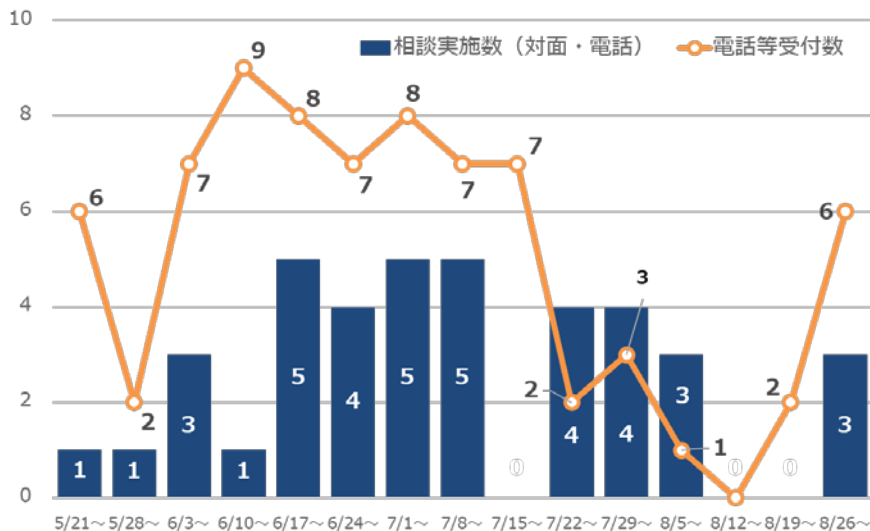
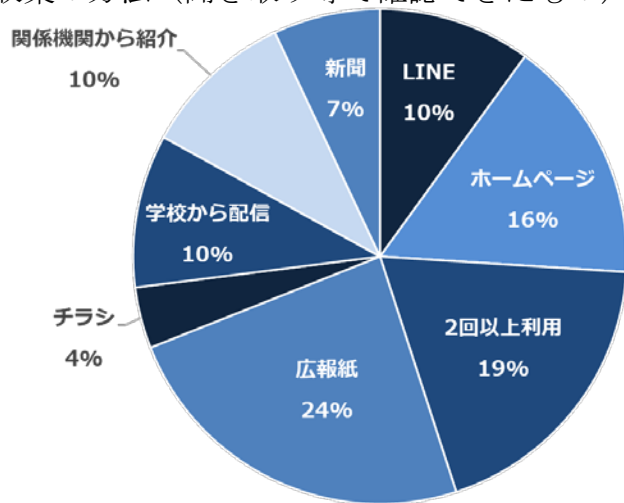
第二段階【マネジメント】

- ・学校外での活動の引率
- ・保護者との連携
- ・生徒指導に係る対応
- ・部活動の管理運営
- ・学校との連絡、調整 など

民間クラブと連携した部活動

教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件名	ペアレント・メンター事業の進捗状況について																																															
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課																																															
内容	令和6年5月14日から開始した区主導のペアレント・メンター事業の状況等について、以下のとおり報告する。																																															
	1 5月14日以降の相談件数等																																															
	(1) 週ごとの相談件数等（相談総数39件、電話等受付数75件）  <table border="1"><thead><tr><th>期間</th><th>相談実施数（対面・電話）</th><th>電話等受付数</th></tr></thead><tbody><tr><td>5/21～5/28～</td><td>1</td><td>6</td></tr><tr><td>5/28～6/3～</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>6/3～6/10～</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>6/10～6/17～</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td>6/17～6/24～</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>6/24～7/1～</td><td>4</td><td>7</td></tr><tr><td>7/1～7/8～</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>7/8～7/15～</td><td>5</td><td>7</td></tr><tr><td>7/15～7/22～</td><td>2</td><td>7</td></tr><tr><td>7/22～7/29～</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>7/29～8/5～</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>8/5～8/12～</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>8/12～8/19～</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>8/19～8/26～</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>8/26～</td><td>3</td><td>6</td></tr></tbody></table> ① 相談者は学齢期の保護者が多い（未就学児の保護者への周知強化）。 ② 初めての相談者が増えている。 ③ 別のメンターの話も聞きたいなど2回以上の面談もある。 ④ グループ相談（6/20, 7/16 実施）も並行で開催している。	期間	相談実施数（対面・電話）	電話等受付数	5/21～5/28～	1	6	5/28～6/3～	1	2	6/3～6/10～	3	7	6/10～6/17～	1	9	6/17～6/24～	5	8	6/24～7/1～	4	7	7/1～7/8～	5	8	7/8～7/15～	5	7	7/15～7/22～	2	7	7/22～7/29～	4	2	7/29～8/5～	4	3	8/5～8/12～	3	1	8/12～8/19～	1	0	8/19～8/26～	2	2	8/26～	3
期間	相談実施数（対面・電話）	電話等受付数																																														
5/21～5/28～	1	6																																														
5/28～6/3～	1	2																																														
6/3～6/10～	3	7																																														
6/10～6/17～	1	9																																														
6/17～6/24～	5	8																																														
6/24～7/1～	4	7																																														
7/1～7/8～	5	8																																														
7/8～7/15～	5	7																																														
7/15～7/22～	2	7																																														
7/22～7/29～	4	2																																														
7/29～8/5～	4	3																																														
8/5～8/12～	3	1																																														
8/12～8/19～	1	0																																														
8/19～8/26～	2	2																																														
8/26～	3	6																																														
	(2) 情報収集の方法（聞き取り等で確認できたもの）  <table border="1"><thead><tr><th>方法</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>2回以上利用</td><td>19%</td></tr><tr><td>広報紙</td><td>24%</td></tr><tr><td>ホームページ</td><td>16%</td></tr><tr><td>LINE</td><td>10%</td></tr><tr><td>関係機関から紹介</td><td>10%</td></tr><tr><td>学校から配信</td><td>10%</td></tr><tr><td>新聞</td><td>7%</td></tr><tr><td>チラシ</td><td>4%</td></tr></tbody></table> ① 広報紙（6/10号、8/25号）、ホームページが多い。 ② LINE（区、団体）、学校からの配信（C4th Home&School）によるデジタル配信の効果が見られる。 ③ 関係機関（区の他部署等）からのつながりもできてきている。	方法	割合	2回以上利用	19%	広報紙	24%	ホームページ	16%	LINE	10%	関係機関から紹介	10%	学校から配信	10%	新聞	7%	チラシ	4%																													
方法	割合																																															
2回以上利用	19%																																															
広報紙	24%																																															
ホームページ	16%																																															
LINE	10%																																															
関係機関から紹介	10%																																															
学校から配信	10%																																															
新聞	7%																																															
チラシ	4%																																															

2 相談業務に伴う成果や課題等（約4か月間の実績から）

成果等	① 昨年度までの委託実施と比較して、個別相談および電話相談の件数が増えている（60件程度/年間） ② 相談者とメンターのマッチングがおおむねできている（同年代、同じような特性など、20人程度のメンターとマッチングしている） ③ 広報紙等により情報発信を積極的に行ったことにより、事業および相談業務の周知が徐々にできている ④ げんき内の担当課（発達支援、教育相談）との相互のつながり事例が出てきている
課題等	① 相談内容が困難かつ複雑なケースが増えている（公的施設内での活動に変わったことによる変化と考察） ② 相談者とメンターのマッチングにかかるコーディネーターの事務量が想定以上であった（件数増に伴い、相談日の変更やキャンセルによるメンターのシフト変更が増えた等） ③ メンターごとに相談経験に差があるため、バックアップ体制が必要である（フォロー体制に配慮したシフトの組み立て、経験の少ないメンターの育成等）

3 今後の方針

- （1）今後も各種情報発信に努め、ペアレント・メンター事業の認知度の向上と相談件数の安定化を図っていく。
- （2）11月に開催予定のNPOフェスティバルにブース出展し、事業周知を図る。
- （3）上記の成果および課題等を整理し、協定締結団体と協議しながら、今年度後半および次年度以降の活動をさらに充実・発展させていく。
- （4）引き続き、他団体と協議、イベント等へのアウトリーチの検討、区各部課との連携等を進めていく。

【参考】

1 相談開始日・相談日等

令和6年5月14日（火曜日）から開始

毎週火・木・金曜日（祝日・年末年始は休み）

【午前】午前9時30分から午後12時30分まで

【午後】午後1時30分から午後4時30分まで

2 相談場所

こども支援センターげんき5階（梅島3-28-8）

3 相談実施団体（相談事業従事団体の登録に関する要綱に基づく登録団体）

一般社団法人 ねっとワーキング（足立4-40-16）

教育委員会報告

令和6年9月12日

件名	教育相談の担当地域・担当校の変更について（案）
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内容	教育相談の受理面接（受付のための面接）の予約改善を図るため、令和7年度以降、教育相談の担当地域を変更する。
	【相談開始の流れ】
	電話等で申込み → 受理面接 (受付のための面接) → 係会議 (週1回) 担当相談員の決定 → 相談開始
	1 現状
	(1) 相談件数の推移

H29→R5
面接相談件数1.15倍
新規件数 1.32倍

面接相談件数の推移

2,000
1,800
1,600
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0

1,500
1,468
1,490
1,478
1,555
1,616
1,725

625
628
736
632
734
764
827

0
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5

竹の塚	—	—	94	123	137	160	177
綾瀬	267	272	280	294	304	284	370
西新井	1,233	1,196	1,116	1,061	1,114	1,172	1,178
うち新規件数	625	628	736	632	734	764	827

■ 西新井

■ 綾瀬

■ 竹の塚

■ うち新規件数

竹の塚は平成31年4月1日開設

(2) 係別の相談員数、相談室数、受理面接までの期間

担当係	相談員数	相談室数（*1）	受理面接までの期間（*2）
西新井	25人	プレイルーム：4 面接室：6 研究室：3	通常2週間以内、最長1か月半の場合あり（*3）
綾瀬	8人	プレイルーム：3 面接室：6	通常7日以内、最長14日の場合あり
竹の塚	4人	面接室：2	通常7日以内

*1 西新井は、げんき内の他課（支援管理課発達相談・就学相談、こども家庭相談課子育て講座など）が使用する場合があります。

*2 学級担任との保護者面談の時期(6-7月・10-11月)や、夏休み明けに新規申込みが増加し、受理面接まで長期化する傾向にある。

*3 申込件数全体の約8.5%。主にゴールデンウィークや年末年始に係る期間にその傾向がある。

2 主な課題

- (1) 西新井で教育相談の予約待ちが1か月以上になる状況が、数年前から度々発生し、課題となっていた。担当地域・担当校数に対して教育相談員の人数が不足の状況である。
- (2) 一方で、西新井に教育相談員を増員すると、相談室等がさらに不足する状況となる。

3 課題解決のために

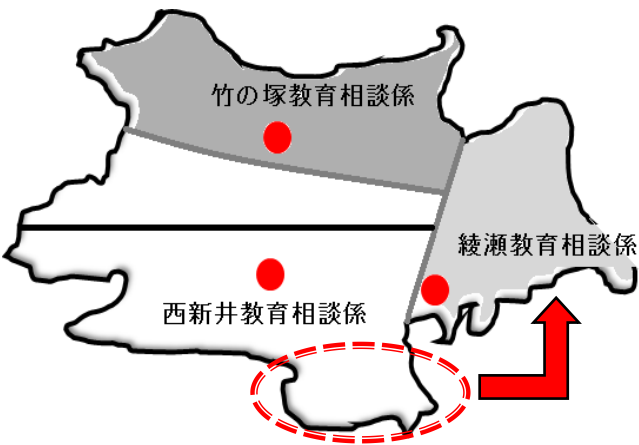
担当地域・担当校を以下のとおり変更する。

(1) 【現在】の教育相談の担当地域

担当係	担当地域
西新井	綾瀬担当係及び竹の塚担当係の担当地域以外の区内
綾瀬	綾瀬川から東側
竹の塚 *4	伊興、入谷、古千谷、竹の塚、舎人、花畑、保木間

*4 竹の塚教育相談係は、主として不登校の相談のみ受付し、それ以外の相談は西新井教育相談係を案内している。

(2) 【変更後】の教育相談の担当地域



千住地域の担当を綾瀬に変更

西新井の新規受付数約550件(一年度中)のうち、約60件程度が綾瀬での受付に変更となる想定。

現在のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの管轄(担当校)と整合する。

ア 担当が綾瀬教育相談係に変更となる町名

町 名		
千住 一 ～ 五丁目	千住桜木 一・二丁目	千住宮元町
千住曙町	千住関屋町	千住元町
千住旭町	千住龍田町	千住柳町
千住東 一・二丁目	千住中居町	日ノ出町
千住大川町	千住仲町	柳原 一・二丁目
千住河原町	千住橋戸町	
千住寿町	千住緑町 一 ～ 三丁目	

イ 担当が綾瀬教育相談係に変更となる学校名

小学校	中学校
千寿小学校	第一中学校
千寿桜小学校	千寿青葉中学校
千寿常東小学校	千寿桜堤中学校
千寿第八小学校	
千寿双葉小学校	
千寿本町小学校	

4 変更年月日（予定）

令和7年4月1日

5 周知の方法

（1）区民への周知

あだち広報、区ホームページ、SNS等

（2）小中学校への周知

校長会のほか、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーから校内委員会等で周知する。

6 今後の方針

（1）担当地域の変更にあわせて、綾瀬教育相談係の教育相談員（会計年度任用職員）を増員し、相談体制の強化を図る。

（2）現在、不登校の相談は、学年にかかわらず他の相談（行動や発達障がい傾向等）より優先して予約ができるようにしている。引き続き、不登校の相談に早期対応できるよう努めていく。

（3）担当地域変更後も、相談者の希望に合わせ来所しやすい係で担当するよう、柔軟に対応する。

（4）西新井で相談継続中の方は、原則、担当を変更せず、相談者へ影響が及ぶことのないよう対応する。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件名	学校工事における足立労働基準監督署からの要請について																												
所管部課名	学校運営部学校施設管理課 施設営繕部中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課																												
内 容	区が今年度に発注した、学校施設の外壁改修及び全体保全工事において、仮設足場の計画届が設置工事開始日の30日前に届出されていなかったこと（項番2の4校）について、足立労働基準監督署（以下「監督署」という。）からの要請があったので報告する。																												
	1 監督署からの要請要旨（詳細は次頁参照） 今後発注される建設工事は、適正な届出等安全衛生対策に配慮された工期の設定を行うように要請する。																												
	2 各学校の工事概要及び届出状況																												
	<table><tr><th>学校名</th><th>工期</th><th>届出から設置工事まで</th><th>契約時 図面記載※1</th><th>理由※2</th></tr><tr><td>竹の塚中学校</td><td>R6.12迄</td><td>12日</td><td>なし</td><td>学校要望</td></tr><tr><td>蒲原中学校</td><td>R6.11迄</td><td>8日</td><td>夏休み中の工事完了を明記</td><td>届出書類作成の遅れ</td></tr><tr><td>入谷中学校</td><td>R7.6迄</td><td>26日</td><td>なし</td><td>受注者の認識不足</td></tr><tr><td>東伊興小学校</td><td>R6.12迄</td><td>13日</td><td>なし</td><td>学校及び保護者要望</td></tr></table>				学校名	工期	届出から設置工事まで	契約時 図面記載※1	理由※2	竹の塚中学校	R6.12迄	12日	なし	学校要望	蒲原中学校	R6.11迄	8日	夏休み中の工事完了を明記	届出書類作成の遅れ	入谷中学校	R7.6迄	26日	なし	受注者の認識不足	東伊興小学校	R6.12迄	13日	なし	学校及び保護者要望
	学校名	工期	届出から設置工事まで	契約時 図面記載※1	理由※2																								
	竹の塚中学校	R6.12迄	12日	なし	学校要望																								
	蒲原中学校	R6.11迄	8日	夏休み中の工事完了を明記	届出書類作成の遅れ																								
	入谷中学校	R7.6迄	26日	なし	受注者の認識不足																								
	東伊興小学校	R6.12迄	13日	なし	学校及び保護者要望																								
	※1 仮設足場の夏休み中の撤去の明示 ※2 届出に添付した理由書（受注者提出）による。																												
3 これまでの対応 仮設足場の設置にあたっては、法令上設置工事開始の30日前までに届出を行わなければならないとの認識はあったが、これまで夏休み終了までに校庭側の仮設足場を解体することで、学校運営に支障が出ないことを最優先に、理由書を添付することで認められていた。																													
4 今後の対応 今後、学校工事等については、仮設足場設置の30日前の届出を徹底し、それを考慮した工期設定とする。 また、夏休み中の工事完了を希望する学校要望があった場合は、工期を2年から3年に分け、工事量を分散する等の対応を行う。																													

足立基署発 0819 第 1 号
令和 6 年 8 月 19 日

足 立 区 長 殿

足立労働基準監督署長



安全衛生対策上必要な期間を考慮した建設工事の発注について（要請）

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 88 条第 1 項では、一定の機械等を設置するときには、事前に安全性等を確認・審査するために、設置計画を所轄労働基準監督署長へ届け出なくてはならないと定められており、足場（高さ 10m 以上の構造のものに限る。）及び架設通路（高さ及び長さがそれぞれ 10m 以上のものに限る。）の設置については、当該工事の開始の 30 日前までに届け出なければならないこととされています。

今般、貴殿が発注された下記の建設工事において、これら足場等の設置計画が工事の開始の 30 日前までに届け出されませんでした。

このような事態が生じた原因を調査等した結果、当該届出に必要な期間が考慮された工期の設定がされていなかったことが、原因の一端であったと判断されたところです。

労働安全衛生法では、第 3 条第 3 項において、「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」旨のほか、建築物等の解体等の作業を行う仕事の注文者については、同法に基づいた石綿障害予防規則第 9 条において、「事前調査等を踏まえた当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない」旨の注文者における工期等について配慮を行うことが定められています。

つきましては、今後発注される建設工事におきましては、施工する事業者の適正な届出等安全衛生対策に御配慮された工期の設定を行っていただきますよう要請します。

記

（工事名称）

- ① 竹ノ塚中学校外壁改修工事
- ② 蒲原中学校大規模修繕工事
- ③ 入谷中学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事
- ④ 東伊興小学校外壁改修その他工事区

（所在地）

- 足立区西保木間 4-12-13
- 足立区東和 3-17-15
- 足立区入谷 3-6-1
- 足立区東伊興 1-4-15



【お問合せ先】

〒120-0026 東京都足立区千住旭町 4-21 4 階
足立労働基準監督署 安全衛生課
TEL 03-3882-1190 FAX 03-3879-0731

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	足立区給付型奨学金における国制度との関連性に関する課題について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	足立区給付型奨学金（以下「区給付」という。）は、足立区育英資金条例第 1 条の 3 に基づき、学生が日本学生支援機構の学資支給金と授業料の減免（以下「国給付」という。）を受けている場合はその額を差し引いて給付しているが、区給付と国給付が重複することにより、以下のような課題が発生している。 1 国制度との関連性に関する課題 （１）区給付より国給付が多い場合、区給付の対象となりながらも、区給付が「０円」となる事例が発生していること。 ※令和 4 年度募集（令和 5 年度分）43 人のうち、12 人が「０円」となった。 （２）区の奨学生が国給付も受け取ることとなった場合（秋頃）、既に区から入学金等を受け取っていると、区への返還が生じてしまうこと。 ※令和 4 年度募集（令和 5 年度分）43 人のうち、2 人が要返還となった。 2 今後の方向性 上記 1 の二つの課題を含め、足立区育英資金検討委員会にて審議していく。

教 育 委 員 会 報 告

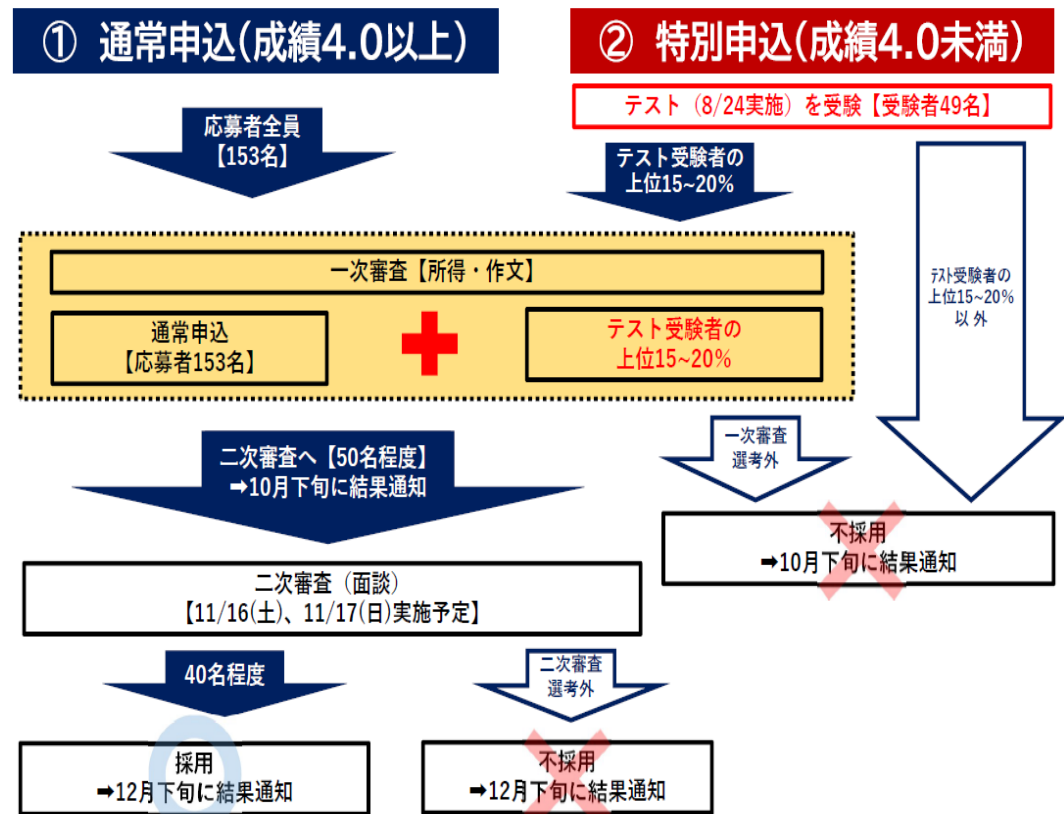
令和6年9月12日

件 名	足立区給付型奨学金の応募状況及びテストの実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	足立区給付型奨学金について、以下のとおり、応募状況等を報告する。 1 応募状況 (1) 募集期間 令和6年6月21日（金）～7月19日（金） (2) 応募件数 206件（前回206件） ア 申込方法の内訳 (ア) 通常申込（成績4.0以上） 153件 (イ) 特別申込（成績4.0未満だがテスト受験） 53件（文系27件、理系26件） イ 申請方法の内訳 (ア) 郵送・窓口受付 123件 (イ) オンライン申請 83件 2 特別申込者を対象とした「テスト」の実施 (1) 実施日 令和6年8月24日（土） (2) 実施場所 足立区役所庁舎ホール (3) 受験者数 特別申込者53名のうち、却下等を除く51名が受験対象者。受験対象者のうち、当日の受験者は49名。 【受験者の内訳】 ① 文系（国語、英語）：25名 ② 理系（数学、英語）：24名 (4) 結果発表 令和6年10月下旬、受験者宛に郵送にて通知

3 今後のスケジュール

日程	内容
令和6年10月下旬	通常申込者及び特別申込者宛に 一次審査（所得、作文）結果を通知
令和6年11月16日（土） 17日（日）	二次審査（面談）を実施
令和6年12月下旬	採用候補者を決定

※【参考】申込みから採用決定までの流れ



4 特別申込者の一次審査進出者数について

テストの受験者数を200人と想定し、一次審査進出者数を受験者の15～20%（概ね30人程度）としていたが、受験者が想定よりも少なかったため、柔軟に対応していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件名	小学校希望選択のオンライン申請導入について												
所管部課名	学校運営部学務課												
内 容	学校選択制度における新入学生を対象とした「学校希望選択方法」については、令和6年度入学分から中学生のオンライン申請を導入している。令和7年度入学分からは、小学生にも対象を広げることとしたため、報告する。 1 目的 学校選択のための希望選択票の提出をより便利にし、保護者の負担軽減につなげる。 2 申請方法 (1) 窓口・郵送（現行） (2) オンライン（新規） 上記のいずれか一方で申請する。 【参考】令和6年度分（中学校）の申請割合 <table><tr><td></td><td>申請件数</td><td>利用割合</td></tr><tr><td>窓口・郵送による申請</td><td>3,510 件</td><td>75.5%</td></tr><tr><td>オンライン申請</td><td>1,138 件</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,648 件</td><td>100.0%</td></tr></table> 3 今後のスケジュール・期間等 (1) 9月中旬にオンライン申請のシステムを構築。 (2) 10月初旬に令和7年度新小学1年生の保護者へ「オンライン申請用QRコードを印刷した希望選択票」を郵送。		申請件数	利用割合	窓口・郵送による申請	3,510 件	75.5%	オンライン申請	1,138 件	24.5%	合計	4,648 件	100.0%
	申請件数	利用割合											
窓口・郵送による申請	3,510 件	75.5%											
オンライン申請	1,138 件	24.5%											
合計	4,648 件	100.0%											

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	「アレルギー対応管理システム」の導入について									
所管部課名	学校運営部学務課									
内 容	全校で使用している献立作成ソフト「カロリーメイク」の追加機能である、アレルギーの個別対応が可能なソフト「アレルギー対応管理システム」を、令和 7 年度より全校に導入することについて、以下のとおり報告する。 1 目的 ヒューマンエラーによるアレルギー事故発生リスクの低減と、学校栄養士の心理的負担軽減及び作業時間の削減のため。 2 現状 現在使用しているソフト「カロリーメイク」は、栄養価計算や発注書類作成等の機能が中心であり、各校のアレルギー対応は、栄養士が個別に書類を作成しているため、アレルギー事故発生のリスクが高い。 3 システム導入後 新たに導入する「アレルギー対応管理システム」は「カロリーメイク」と連動しているため、栄養士が献立を作成すると、各児童・生徒のアレルギー食材が自動で表示される。これにより、よりきめ細かいアレルギー管理帳票の出力ができることから、事故防止につながると考えている。 4 モデル導入校 令和 7 年度からの全校導入に向け、令和 6 年度は以下の 9 校にモデル導入する。 (1) 小学校（5 校） 西新井小学校、舎人小学校、島根小学校、湊江小学校、伊興小学校 (2) 中学校（4 校） 第十四中学校、新田中学校、扇中学校、加賀中学校 5 今後のスケジュール（予定） <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">令和 6 年度</td><td>9 月～12 月</td><td>モデル校 9 校と学務課に導入（10 か所） マニュアル作成・書式の確認</td></tr> <tr> <td>1 月～3 月</td><td>全校にマニュアル、書式の周知</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度</td><td>4 月</td><td>全校（102 校）に導入、運用開始</td></tr> </table>		令和 6 年度	9 月～12 月	モデル校 9 校と学務課に導入（10 か所） マニュアル作成・書式の確認	1 月～3 月	全校にマニュアル、書式の周知	令和 7 年度	4 月	全校（102 校）に導入、運用開始
令和 6 年度	9 月～12 月	モデル校 9 校と学務課に導入（10 か所） マニュアル作成・書式の確認								
	1 月～3 月	全校にマニュアル、書式の周知								
令和 7 年度	4 月	全校（102 校）に導入、運用開始								

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件 名	令和 8 年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託の検討について												
所管部課名	学校運営部青少年課 足立区生涯学習振興公社												
内 容	今後のあだち放課後子ども教室の運営について、民間事業者への委託化を検討したいため、方針について報告する。 1 課題 (1) 利用者要望の多様化 利用者の要望が、学習支援・体験活動の充実など、多様化している。 (2) 運営体制の硬直化 安全管理員（見守りスタッフ）不足により、放課後子ども教室の開催日及び対象学年に差が生じている。 2 先進事例の視察 委託化を検討するにあたり、すでに放課後子ども教室と学童保育室の一体的な運営を導入している世田谷区・荒川区を視察した。その結果、委託化によるメリットとデメリットは以下のように捉えている。 委託化によるメリットとデメリット <table border="1"> <thead> <tr> <th>メリット</th><th>デメリット</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下の 4 点について、実現可能性が高まる。</td><td>① 財政負担が大きい</td></tr> <tr> <td>① 週 5 日、全学年実施</td><td>② 受託可能な事業者が未知数</td></tr> <tr> <td>② 1 年生入学後の早期受け入れ</td><td>③ 地域の方々の活躍の機会が減る可能性がある</td></tr> <tr> <td>③ 長期休業期間中の実施</td><td>④ 一旦委託すると実行委員会形式に戻すことが難しい</td></tr> <tr> <td>④ 見守りに加え、学習支援・体験活動の実施</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 方針（案） 放課後子ども教室と親和性が高い学童保育室との一体的な運営が効果的と考えられるため、実現の可能性について検討を開始する。 (1) 検討対象校 今年度は令和 7 年度に指定管理学童を公募（令和 8 年度契約開始）する各校を検討対象とする。	メリット	デメリット	以下の 4 点について、実現可能性が高まる。	① 財政負担が大きい	① 週 5 日、全学年実施	② 受託可能な事業者が未知数	② 1 年生入学後の早期受け入れ	③ 地域の方々の活躍の機会が減る可能性がある	③ 長期休業期間中の実施	④ 一旦委託すると実行委員会形式に戻すことが難しい	④ 見守りに加え、学習支援・体験活動の実施	
メリット	デメリット												
以下の 4 点について、実現可能性が高まる。	① 財政負担が大きい												
① 週 5 日、全学年実施	② 受託可能な事業者が未知数												
② 1 年生入学後の早期受け入れ	③ 地域の方々の活躍の機会が減る可能性がある												
③ 長期休業期間中の実施	④ 一旦委託すると実行委員会形式に戻すことが難しい												
④ 見守りに加え、学習支援・体験活動の実施													

	4 委託化に向けての留意点 委託を進める場合は、以下の点に十分配慮していきたい。 (1) 安全管理員について 現在、放課後子ども教室の運営を担っていただいている安全管理員の方が希望されるのであれば、委託後も引き続き活動できるよう、事業者へ要望していく。 (2) 地域の関与について 実行委員長をはじめとする実行委員メンバー等は、地域からのご意見を発信する機会を設ける等、何かしらの形で関与していただける仕組みを検討していく。									
	5 スケジュール（予定） <table><tr><td>令和6年</td><td>10・11月</td><td>必要予算額および法的整理、 検討対象校の実行委員会と調整</td></tr><tr><td></td><td>11～2月</td><td>募集要領・内容検討</td></tr><tr><td></td><td>12～1月</td><td>委託化に関する方向性の報告</td></tr></table>	令和6年	10・11月	必要予算額および法的整理、 検討対象校の実行委員会と調整		11～2月	募集要領・内容検討		12～1月	委託化に関する方向性の報告
令和6年	10・11月	必要予算額および法的整理、 検討対象校の実行委員会と調整								
	11～2月	募集要領・内容検討								
	12～1月	委託化に関する方向性の報告								

教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件 名	足立区民設学童保育室の選考状況について																																															
所管部課名	子ども家庭部学童保育課																																															
内 容	令和7年4月1日に開設を予定している民設学童保育室について、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を開催したので、次のとおり報告する。 1 業務名 足立区民設学童保育室設置促進補助事業 2 目的 「足立区学童保育室整備計画」に基づき、待機児童が多く見込まれる地域に令和7年4月1日から開設する民設学童保育室を公募により誘致する。 3 応募・審査件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>募 集 対 象 地 域</th><th>応募件数</th><th>審査結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>加平小学校・東栗原小学校地域</td><td>3 件</td><td>1 件選定</td></tr> <tr> <td>2</td><td>足立小学校・弘道小学校地域</td><td>1 件</td><td>選定</td></tr> <tr> <td>3</td><td>伊興小学校・東伊興小学校地域</td><td>1 件</td><td>選定</td></tr> <tr> <td>4</td><td>亀田小学校・関原小学校地域</td><td>1 件</td><td>選定</td></tr> <tr> <td>5</td><td>千寿小学校・千寿桜小学校地域</td><td>応募後辞退※</td><td rowspan="8"></td></tr> <tr> <td>6</td><td>綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> <tr> <td>7</td><td>梅島小学校・梅島第一小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> <tr> <td>8</td><td>興本小学校・本木小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> <tr> <td>9</td><td>江北小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> <tr> <td>10</td><td>鹿浜五色桜小学校・鹿浜未来小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> <tr> <td>11</td><td>島根小学校・中島根小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> <tr> <td>12</td><td>千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</td><td>応募なし</td></tr> </tbody> </table> ※ 応募後に事業者から、申請に必要な書類を揃えられない旨、連絡が入ったため。 4 運営予定事業者 (1) 加平小学校・東栗原小学校地域 ア 名 称 特定非営利活動法人ENERGY イ 法人所在地 埼玉県戸田市笹目5-7-14 ウ 設置予定地 足立区六町四丁目2番27号				募 集 対 象 地 域	応募件数	審査結果	1	加平小学校・東栗原小学校地域	3 件	1 件選定	2	足立小学校・弘道小学校地域	1 件	選定	3	伊興小学校・東伊興小学校地域	1 件	選定	4	亀田小学校・関原小学校地域	1 件	選定	5	千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募後辞退※		6	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域	応募なし	7	梅島小学校・梅島第一小学校地域	応募なし	8	興本小学校・本木小学校地域	応募なし	9	江北小学校地域	応募なし	10	鹿浜五色桜小学校・鹿浜未来小学校地域	応募なし	11	島根小学校・中島根小学校地域	応募なし	12	千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	応募なし
	募 集 対 象 地 域	応募件数	審査結果																																													
1	加平小学校・東栗原小学校地域	3 件	1 件選定																																													
2	足立小学校・弘道小学校地域	1 件	選定																																													
3	伊興小学校・東伊興小学校地域	1 件	選定																																													
4	亀田小学校・関原小学校地域	1 件	選定																																													
5	千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募後辞退※																																														
6	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域	応募なし																																														
7	梅島小学校・梅島第一小学校地域	応募なし																																														
8	興本小学校・本木小学校地域	応募なし																																														
9	江北小学校地域	応募なし																																														
10	鹿浜五色桜小学校・鹿浜未来小学校地域	応募なし																																														
11	島根小学校・中島根小学校地域	応募なし																																														
12	千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	応募なし																																														

エ 定 員 40名

オ 選定理由等

学童保育室の立地条件が良く、体験プログラムが充実しており、開設する学童保育室の環境や開設までの準備についての評価が高かったため。

(2) 足立小学校・弘道小学校地域

ア 名 称 リックキッズ株式会社

イ 法人所在地 東京都江東区東陽3-23-24
VORT東陽町ビル8F

ウ 設置予定地 足立区足立四丁目16番16号
コルソ五反野101

エ 定 員 40名

オ 選定理由等

学童保育室の運営実績があり、マニュアル等も詳細に整備されていることから、安定した保育の提供が見込めるため。

(3) 伊興小学校・東伊興小学校地域

ア 名 称 株式会社ニチイ学館

イ 法人所在地 東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ

ウ 設置予定地 足立区伊興本町一丁目13番11号

エ 定 員 40名

オ 選定理由等

学童保育室の運営実績があり、保育のノウハウが豊富であることや、開設する学童保育室の立地場所が適切であったため。

(4) 亀田小学校・関原小学校地域

ア 名 称 エルシーワークス株式会社

イ 法人所在地 埼玉県川口市川口6-3-14-3F

ウ 設置予定地 足立区関原三丁目38番34号

エ 定 員 40名

オ 選定理由等

既に近隣で学童保育室を運営しているため、地域の児童の特性を理解しており、その経験を活かせる。また、二方向避難等の安全対策も取れており、さらに早期離職防止にも取り組んでいるため。

5 選定までの経緯

(1) 応募申込期間

令和6年6月11日から同年7月19日まで

(2) 審査会

ア 開催状況

	開催日	内 容
第1回	令和6年8月上旬	第一次選考（書類審査）
第2回	令和6年8月30日（金）	第二次選考 （事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）

イ 委員構成（計5名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者	【会長】 小野里 美 帆	文教大学教育学部 発達教育課程教授
区 民	小 林 昇	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員
	左 喜 子	足立区立小学校PTA連合会 （寺地小学校PTA会長）
区職員	楠 山 慶 之	子ども家庭部長
	物 江 耕一朗	学校運営部青少年課長

ウ 審査項目及び審査結果

「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表」（P73～76）のとおり

6 問題点・今後の方針

今回決定した民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和7年4月開設に向けて進行管理を徹底させる。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(加平小学校・東栗原小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名		事業者名		事業者名	
				特定非営利活動法人 ENERGY		G社		F社	
	分 類	説 明		得点	割合	得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	36	72.0%	34	68.0%	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%	32	64.0%	36	72.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	34	68.0%	40	80.0%	32	64.0%
		小 計	150	104	69.3%	106	70.7%	102	68.0%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	34	68.0%	30	60.0%	38	76.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	40	80.0%	26	52.0%	40	80.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	32	64.0%	24	48.0%	36	72.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	38	76.0%	20	40.0%	40	80.0%
		小 計	200	144	72.0%	100	50.0%	154	77.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	38	76.0%	30	60.0%	28	56.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	40	80.0%	36	72.0%	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	38	76.0%	34	68.0%	32	64.0%
		小 計	150	116	77.3%	100	66.7%	92	61.3%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	34	68.0%	30	60.0%	32	64.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	40	80.0%	26	52.0%	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	28	56.0%	38	76.0%	26	52.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	34	68.0%	34	68.0%	30	60.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての的確に定められているか。	50	34	68.0%	36	72.0%	30	60.0%
		小 計	250	170	68.0%	164	65.6%	148	59.2%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての的確に定めているか。	50	32	64.0%	40	80.0%	26	52.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての的確に定めているか。	50	34	68.0%	36	72.0%	26	52.0%
18		事件・事故時の対応についての的確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	26	52.0%
19		施設の衛生管理についての的確に定めているか。	50	34	68.0%	40	80.0%	28	56.0%
20		アレルギー対応策についての的確に定めているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	26	52.0%
		小 計	250	176	70.4%	190	76.0%	132	52.8%
21	子どもの育成支援 について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	30	60.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	28	56.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	28	56.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	30	60.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	34	68.0%	32	64.0%	32	64.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	32	64.0%	32	64.0%	28	56.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	36	72.0%	34	68.0%	24	48.0%
		小 計	350	250	71.4%	242	69.1%	200	57.1%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との 連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	38	76.0%	38	76.0%	30	60.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%	32	64.0%	30	60.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	36	72.0%	28	56.0%	30	60.0%
		小 計	150	108	72.0%	98	65.3%	90	60.0%
合 計			1,500	1,068	71.2%	1,000	66.7%	918	61.2%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合	得点	割合	
	分類	説明	評価基準(得点)								
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0		0		45	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)								
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0		17	56.7%	17	56.7%	
総 計				1,605	1,068	66.5%	1,017	63.4%	980	61.1%	

順 位	1	2	3

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(足立小学校・弘道小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名	
				リックキッズ株式会社	
	分 類	説 明		得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%
		小 計	150	104	69.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	24	48.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	34	68.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	34	68.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	36	72.0%
		小 計	200	128	64.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	28	56.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%
		小 計	150	92	61.3%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	32	64.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	36	72.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	40	80.0%
		小 計	250	174	69.6%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	34	68.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	36	72.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	40	80.0%
		小 計	250	190	76.0%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	40	80.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%
		小 計	350	252	72.0%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行之い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	28	56.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%
		小 計	150	94	62.7%
合 計			1,500	1,034	68.9%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総 計				1,605	1,034	64.4%

順 位					1	
-----	--	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(伊興小学校・東伊興小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名	
	分 類	説 明		株式会社ニチイ学館	
				得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	48	96.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	46	92.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	46	92.0%
		小 計	150	140	93.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	32	64.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	44	88.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	46	92.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	42	84.0%
		小 計	200	164	82.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	34	68.0%
		小 計	150	100	66.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	26	52.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	32	64.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	30	60.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	36	72.0%
		小 計	250	154	61.6%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	26	52.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	26	52.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	34	68.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	32	64.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	34	68.0%
		小 計	250	152	60.8%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	32	64.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	32	64.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	36	72.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	30	60.0%
		小 計	350	230	65.7%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行之、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	34	68.0%
		小 計	150	102	68.0%
合 計			1,500	1,042	69.5%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	19	63.3%
総 計				1,605	1,061	66.1%

順 位					1	
-----	--	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(亀田小学校・関原小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名 エルシーワークス 株式会社	
	分 類	説 明		得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%
		小 計	150	104	69.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	42	84.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	38	76.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	32	64.0%
		小 計	200	150	75.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	36	72.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	36	72.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	36	72.0%
		小 計	150	108	72.0%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	38	76.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	38	76.0%
		小 計	250	186	74.4%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	34	68.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	34	68.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	36	72.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	34	68.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	36	72.0%
		小 計	250	174	69.6%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	32	64.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	32	64.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	36	72.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	30	60.0%
		小 計	350	230	65.7%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連 携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	32	64.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	32	64.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	36	72.0%
		小 計	150	100	66.7%
合 計			1,500	1,052	70.1%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	19	63.3%
総 計				1,605	1,071	66.7%

順 位					1	
-----	--	--	--	--	---	--

教 育 委 員 会 報 告

令和6年9月12日

件 名	学童保育室における今後の待機児対策について
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内 容	民設学童保育室の公募結果を踏まえ、学童保育室の需要が多い地域内においての待機児対策について、庁内各関係所管課と連携して、放課後の子どもの居場所を確保していく。 1 応募がなかった地区・応募辞退があった地区の今後の対応策 (1) 小学校内の空きスペースを活用した、既存の学童保育室の定員拡大の検討 (2) 次回の指定管理者の更新時期（令和8年度）に合わせて放課後子ども教室との一体的運用の検討 (3) 小学校近隣の公共施設を活用した子どもの居場所拡大の検討

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 9 月 1 2 日

件名	令和7年度足立区立学童保育室入室承認基準指数等の変更について																															
所管部課名	子ども家庭部学童保育課																															
内 容	令和7年度の学童保育室入室審査を行うにあたり、より公平に保育の必要性判断を行うため、足立区立学童保育室入室承認基準指数等を変更する。 1 主な変更点 (1) 学年補正 保育の必要性が高い低学年（1年生から3年生まで）を、より優先的に入室できるよう変更する。 <table><tr><th>学 年</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>1 年生</td><td>+10 → +30</td></tr><tr><td>2 年生</td><td>+10 → +25</td></tr><tr><td>3 年生</td><td>+6 → +12</td></tr><tr><td>4 年生</td><td>+2 → +6</td></tr><tr><td>5 年生</td><td>0</td></tr><tr><td>6 年生</td><td>0</td></tr></table> (2) 減点補正 区外在住又は保護者負担金の滞納が継続している場合、減点補正を引き上げる。 <table><tr><th>条 件</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>区外在住者</td><td>▲3 → ▲10</td></tr><tr><td>負担金の滞納</td><td>▲20 → ▲65</td></tr></table> 2 今後の方針・予定 (1) 足立区立学童保育室入室承認基準の改正 学童保育室入室承認基準の補正基準に係る規定を改正する。 (2) 区民への説明 入室申請案内及び区ホームページで周知を行うほか、申請受付時に変更点の説明を行う。 (3) 今後の予定 <table><tr><td>9 月末まで</td><td>入室承認基準の改正（教育長決定）</td></tr><tr><td>10 月 16 日（水）</td><td>子ども・子育て支援対策調査特別委員会で報告</td></tr><tr><td>11 月 5 日（火）</td><td>入室申請一斉受付開始</td></tr><tr><td>12 月 2 日（月）</td><td>入室申請一斉受付締切</td></tr></table>		学 年	変更前	変更後	1 年生	+10 → +30	2 年生	+10 → +25	3 年生	+6 → +12	4 年生	+2 → +6	5 年生	0	6 年生	0	条 件	変更前	変更後	区外在住者	▲3 → ▲10	負担金の滞納	▲20 → ▲65	9 月末まで	入室承認基準の改正（教育長決定）	10 月 16 日（水）	子ども・子育て支援対策調査特別委員会で報告	11 月 5 日（火）	入室申請一斉受付開始	12 月 2 日（月）	入室申請一斉受付締切
	学 年	変更前	変更後																													
	1 年生	+10 → +30																														
	2 年生	+10 → +25																														
	3 年生	+6 → +12																														
	4 年生	+2 → +6																														
	5 年生	0																														
	6 年生	0																														
	条 件	変更前	変更後																													
	区外在住者	▲3 → ▲10																														
負担金の滞納	▲20 → ▲65																															
9 月末まで	入室承認基準の改正（教育長決定）																															
10 月 16 日（水）	子ども・子育て支援対策調査特別委員会で報告																															
11 月 5 日（火）	入室申請一斉受付開始																															
12 月 2 日（月）	入室申請一斉受付締切																															

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年9月12日

件 名	中1夏季勉強合宿の実施結果について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	算数・数学を苦手とする中学1年生の生徒に対し、小・中学校教諭のマンツーマン指導によりつまずきの解消を図ることを目的として、下記のとおり「中1夏季勉強合宿」を実施した。 1 対象 区立中学校に通う中学1年生 ※ 原則、足立区学力定着に関する総合調査の結果が40%未満の生徒の中から、集団生活に課題のない生徒を各校で選定。 2 参加者等 (1) <u>生徒 26人</u> ≪内訳≫ 14校 各校2人 ※ 体調不良のため2人欠席 (2) <u>教員 42人</u> ≪内訳≫ 授業者(小・中) 8人 個別指導者(中) 26人 ※ 担当生徒欠席のため、2人不参加 校長・副校長 7人 養護教諭 1人 (3) 事務局 学力定着推進課 派遣契約看護師 1人 3 通所型(モデル実施)について 中学校長会の提案を受け、より多くの生徒へ学習支援を行うことを目的に、各校に登校して学習を行う「通所型」を令和5年度からモデル実施している。 ≪実施校≫ 21校 ≪参加生徒≫ 計260人 4 参加者の声 (1) 宿泊型 ア 生徒 隣に先生がいると安心するし、問題もすらすら読めるようになった。細かいところも教えてくれるから、授業が楽しくなる。

	イ 教員 数学科でもないのにこの合宿に指導者として参加することに疑問があったが、始まってみると生徒の努力を真近で見ることができ、教員としてのやりがいを感じることもできる有意義な三日間となった。 (2) 通所型 ア 生徒 いろいろな先生に教えて貰って、卒業した小学校の先生が来て嬉しかったです。 イ 教員 小学校の先生方がとても協力的で、合宿の時間すべてに必ず一人以上付いてくださった。中学1年生にとって小学校の先生から復習をしてもらえることは、とてもわかりやすくて意義あることだと思う。
--	--

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年9月12日

件 名	「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」第2回目の実施結果及び第3回目の開催について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	不登校の子をもつ保護者同士の語り合いの機会をさらに充実させるため、「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」を開催している。ついては、第2回目の実施結果及び第3回目の開催について情報提供する。 1 目的、対象者等 (1) 目的 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。 (2) 対象者 不登校の子をもつ保護者 主に、小・中学生の保護者（高校生の保護者も参加可） (3) 定員 100人程度（オンライン受講者を含む。会場での参加者は50人まで） ※ 講演会のみオンライン受講可 2 第2回目の実施結果について (1) 実施日時 令和6年9月7日（土）13時30分～16時20分 (2) 会場 竹の塚地域学習センター 3階 レクリエーションホール (3) 参加人数 ア 講演会 合計43人 【内訳】会場30人、オンライン13人 イ 交流会 合計26人 (4) 内容 ア 講演会 (ア) 講師：伊藤 亜矢子氏（学習院大学教授、臨床心理士） (イ) 講演：不登校の子どもの気持ちに気がつくヒント ～対話をどう進めるか編～ イ 保護者交流会

	(5) 参加者の主な意見 ア 子どもとのコミュニケーションの取り方の具体的な工夫を教えてくださいましたので、実践していきたいと思った。次回の講演会も参加したい。 イ 講演会では気付きになることがたくさんあり良かった。励ましとなる温かい言葉もあり、今日来てよかったと思った。 ウ 交流会は当事者同士にしか分からない悩みを共有できたことが本当に良かった。久々に本音で話ができ、安心し、気持ちが和らいだ。話しやすくて良い雰囲気だった。 エ 交流会では同じ境遇の人たちと話ができ、安心し、気持ちが和らいだ。話しやすくて良い雰囲気だった。 (6) その他 第3回目の三幸学園との共同開催に向け、三幸学園担当者による見学、及び終了後に次回の打合せを行った。 3 第3回目の開催について (1) 開催方法 三幸学園との協定締結に基づき東京みらい中学校で開催する。 (2) 実施日時 令和6年10月27日（日）13時30分～16時20分 (3) 会場 東京みらい中学校 4階 (4) 内容 ア 講演会 (ア) 講師：伊藤 亜矢子氏（学習院大学教授、臨床心理士） (イ) 講演：不登校の子どもの気持ちに気がつくヒント ～進路について考える編～ イ 保護者交流会 (5) PRの方法 ① 各学校を通じ保護者に周知、あだち広報9月25日号、区ホームページ、SNSで周知 ② C4th Home&Schoolに登録している全ての保護者に配信 ③ スクールソーシャルワーカーの家庭訪問時やスクールカウンセラーの学校での相談時に対象保護者に個別案内
--	--

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年9月12日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン（案）改定の進捗状況について																								
所管部課名	学校運営部学校施設管理課																								
内 容	法令や都の基準のほか、学区域ごとの各年齢層人口、人口推移等を分析したうえで次のとおり、足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改定を進める。 1 これまでの適正規模・適正配置の経緯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和63年2月</td><td>「足立区立小・中学校における適正規模ならびに適正配置について」答申</td></tr> <tr> <td>平成7年12月</td><td>「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築計画に関する報告書」策定</td></tr> <tr> <td>平成21年5月</td><td>今後の考え方としてガイドライン策定</td></tr> <tr> <td>平成29年5月</td><td>平成21年のガイドライン改定</td></tr> </tbody> </table> 2 ガイドライン改定に向けた主な検討内容 （1）適正規模・適正配置の基準 ア 学級数 イ 児童・生徒数 ウ 通学時間 エ 通学距離など （2）学校築年度 （3）今後取り組むエリア 3 ガイドライン決定までの主なスケジュール（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年 11月12日</td><td>教育委員会「ガイドライン（案）」報告</td></tr> <tr> <td>11月14日</td><td>文教委員会「ガイドライン（案）」報告</td></tr> <tr> <td>令和7年 1月～2月</td><td>パブリックコメント「ガイドライン（案）」</td></tr> <tr> <td>2月13日</td><td>教育委員会「パブリックコメント」報告</td></tr> <tr> <td>3月13日</td><td>文教委員会「パブリックコメント」報告</td></tr> <tr> <td>4月</td><td>ガイドライン決定</td></tr> </tbody> </table>	時期	内容	昭和63年2月	「足立区立小・中学校における適正規模ならびに適正配置について」答申	平成7年12月	「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築計画に関する報告書」策定	平成21年5月	今後の考え方としてガイドライン策定	平成29年5月	平成21年のガイドライン改定	日程	内容	令和6年 11月12日	教育委員会「ガイドライン（案）」報告	11月14日	文教委員会「ガイドライン（案）」報告	令和7年 1月～2月	パブリックコメント「ガイドライン（案）」	2月13日	教育委員会「パブリックコメント」報告	3月13日	文教委員会「パブリックコメント」報告	4月	ガイドライン決定
時期	内容																								
昭和63年2月	「足立区立小・中学校における適正規模ならびに適正配置について」答申																								
平成7年12月	「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築計画に関する報告書」策定																								
平成21年5月	今後の考え方としてガイドライン策定																								
平成29年5月	平成21年のガイドライン改定																								
日程	内容																								
令和6年 11月12日	教育委員会「ガイドライン（案）」報告																								
11月14日	文教委員会「ガイドライン（案）」報告																								
令和7年 1月～2月	パブリックコメント「ガイドライン（案）」																								
2月13日	教育委員会「パブリックコメント」報告																								
3月13日	文教委員会「パブリックコメント」報告																								
4月	ガイドライン決定																								

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年9月12日

件 名	令和6年度第2回学校公開及び学校説明会の開催について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	1 第2回学校公開及び学校説明会の開催について 9月下旬から10月にかけて、各区立小・中学校で、学校公開および入学者向け説明会を実施する（P85～86参照）。 2 開催日の公表方法 区民への開催日程の公表は、区ホームページへ掲載するとともに、各小・中学校、保育園、区民事務所等の区内各施設に日程表を掲示する（9月上旬予定）。 3 学校公開日一覧の掲示施設 学務課、区立小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、区民事務所、住区センター、図書館、生涯学習センター、地域学習センター、鹿浜いきいき館、こども未来創造館、こども支援センターげんき、障がい福祉センター

◆第2回（9～10月）学校公開日一覧（区立小学校）◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。
なお詳細（公開時間・公開内容・公開場所など）はそれぞれ学校の事情により異なりますので、各学校へ直接お問い合わせください。
学校見学の際に、上履きと下履き入れのご持参をお願いいたします。

公開時間:AM9時30分～AM11時30分/PM1時30分～PM3時30分/無印 AMとPM両方

通 常 学 級			特別支援学級（固定級・通級設置校）			連絡先
学 校 名	公 開 日	入学者向け説明会	障がい種別	公 開 日	説明会（固定級のみ）	
ア 青 井 小	10/17、18、19AM、21、22	10/17（木）10:45～11:15	知的	10/17、18、19AM、21、22	10/17（木）10:45～11:15	3880-2255
	足 立 小	10/7、8、10/9AM、10、11	知的・弱視	学校へお問い合わせください	10/8（火）10:30～11:00	3887-8891
	足立入谷小	10/17、18、19AM、21、22				3853-0421
	綾 瀬 小	10/15、16AM、17、18、19AM				3605-7328
イ 伊 興 小	10/17、18、19AM、21、22	10/19（土）10:00～10:45				3899-1134
ウ 梅 島 小	10/15、16AM、17、18、19AM	10/17（木）15:00～15:40				3889-9501
	梅島第一小	9/24、25AM、26、27、28AM				3889-0334
	梅島第二小	9/24、25AM、26～28	知的	9/24、25AM、26～28	9/26（木）10:45～11:15	3889-1401
オ 桜 花 小	9/30、10/2～5（全日AMのみ）	10/2（水）10:30～11:15	知的	9/30、10/2～5（全日AMのみ）	10/2（水）10:30～11:15	3885-4911
	扇 小	10/21～25				3898-2156
	大 谷 田 小	10/7、8AM、9AM、10AM、11				3605-6344
	興 本 小	9/24、25AM、26、27、30				3890-7104
カ 加 平 小	10/7、8、9AM、10、11	10/8（火）10:15～10:45				3884-0716
	亀 田 小	10/19AM、21～24				3889-2621
キ 北 三 谷 小	10/17、18、19AM、21、22	10/3（木）9:50～10:20				3605-6481
ク 栗 島 小	10/19AM、21AM、22、23AM、24	10/21（月）11:00～11:30				3887-6491
	栗 原 小	10/15～18、19AM				3887-6391
	栗 原 北 小	10/5AM、7、8、9AM、10				3853-1216
コ 弘 道 小	10/16～18、19AM、21	10/19（土）10:10～10:40				3887-6691
	弘道第一小	10/17、18、21～23				3889-4437
	江 北 小	9/24～27、28AM	知的	9/24～27、28AM	9/25（水）14:00～15:00	3899-1144
	古 千 谷 小	10/15～19、21（全日AMのみ）	知的	10/15～19、21（全日AMのみ）	10/15（火）14:45～15:15	3855-3161
サ 血 沼 小	10/7、8、9AM、10、11	10/10（木）10:50～11:30				3857-4651
シ 鹿 浜 五 色 桜 小	10/16～18、21、22	10/16（水）10:00～10:40				3898-1321
	鹿 浜 第一小	10/15～18、19AM	知的	10/15～18、19AM	10/19（土）10:30～11:00	3899-3456
	鹿 浜 未 来 小	10/21、22、23AM、24、25				6807-1491
	島 根 小	10/16AM、17、21、22、23AM				3884-0121
	新 田 小	10/7、8、9AM、10、11AM	知的	10/7、8、9AM、10、11AM	10/8（火）15:30～16:15	3912-9436
セ 関 原 小	10/19AM、21、22、23AM、24	10/22（火）10:00～10:30	知的	10/19AM、21、22、23AM、24	学校へご相談ください	3889-7216
	千 寿 小	10/16、17AM、18、19AM、21				3888-5456
	千 寿 桜 小	10/16～18、19AM、21	知的	10/16、19、21（全日AMのみ）	10/16（水）11:00～11:30	3888-5356
	千 寿 常 東 小	10/15～18、19AM	知的	10/15～18、19AM	10/18（金）10:45～11:15	3888-5466
	千 寿 第 八 小	10/19AM、21～24				3888-7826
	千 寿 双 葉 小	16AM、17、18、21、22				3888-6326
	千 寿 本 町 小	10/15、16AM、17、18、19AM	難聴・言語	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3888-8361
タ 竹 の 塚 小	10/15～18、19AM	10/19（土）10:00～10:30				3884-5334
	辰 沼 小	9/24～27、28AM	知的	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3629-2421
テ 寺 地 小	9/24～27、28AM	9/25（水）14:30～15:00				3890-7204
ト 舎 人 小	10/15～18、19AM	10/15（火）15:00～16:00				3899-1146
	舎人第一小	10/15～19（全日AMのみ）				3897-9917
ナ 中 川 小	10/16～18、19AM、21	10/21（月）10:45～11:30				3605-7777
	中 川 北 小	9/24、25AM、26、27、28AM				3620-3831
	中 川 東 小	9/24～27、30	難聴・言語	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3629-4511
	中 島 根 小	9/24AM、25AM、26、27、28AM				3850-4071
	長 門 小	10/15～18、19AM				3602-8887
ニ 西 新 井 小	10/3、4、5AM、7～9	10/4（金）10:15～11:00				3890-5591
	西新井第一小	9/24、25AM、26、27、28AM				3890-4504
	西新井第二小	10/15～18、19AM				3899-2151
	西 伊 興 小	10/5AM、7、8、9AM、10	知的	10/5AM、7、8、9AM、10	10/5（土）12:10～12:30	3897-8251
	西 保 木 間 小	10/16～18、19AM				3884-3295
ハ 花 畑 小	10/15～18、21	10/21（月）15:00～15:30	知的	10/15～18、21	10/21（月）15:30～16:00	3883-6791
	花畑第一小	9/24、25AM、26、27、28AM				3884-0726
	花畑西小	10/17、18、19AM、21、22				3883-1471
	花 保 小	10/15、16AM、17、18、19AM				3885-7335
ヒ 東 綾 瀬 小	10/15AM、16～18、19AM	10/17（木）9:35～10:20				3620-7141
	東 伊 興 小	10/15、16、17AM、18、19AM				3897-5341
	東 加 平 小	10/16～19、21（全日AMのみ）				3606-1511
	東 栗 原 小	10/15～18、19AM				3883-4215
	東 洲 江 小	10/17AM、18、21～23	知的	10/17AM、18、21～23	10/22（火）10:40～11:25	3605-2013
フ 平 野 小	9/24～27、28AM	9/26（木）15:30～16:30	知的	9/24～27、28AM	9/26（木）15:30～16:30	3859-4481
	洲 江 小	10/21～25	知的	10/21～25	10/24（木）10:45～11:15	3884-1416
フ 洲 江 第一小	10/21AM、22、23AM、24、25	10/23（水）10:00～11:00				3884-4611
	保 木 間 小	10/16AM、17、18、21、22				3884-0416
ミ 宮 城 小	10/7、8、9AM、10、11	10/9（水）10:30～11:00	知的	10/7、8、9AM、10、11	10/8（火）15:30～16:00	3913-5338
ム 六 木 小	10/17、18、19AM、21、22	10/18（金）10:10～10:40	知的	10/17、18、19AM、21、22	10/18（金）9:35～10:05	3629-4421
モ 本 木 小	10/15AM、16、17AM、18、19AM	10/19（土）9:00～9:20	知的	10/15AM、16、17AM、18、19AM	10/19（土）10:10～10:30	3890-7201
ヤ 弥 生 小	9/24～28	9/25（水）15:00～15:30	難聴・言語	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3889-3516

* 見学の際、手話による通訳を希望される場合は各学校へ2週間前までにご相談ください。

◆第2回（9～10月）学校公開日一覧（区立中学校）◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。
 なお詳細（公開時間・公開内容・公開場所など）はそれぞれ学校の事情により異なりますので、各学校へ直接お問い合わせください。
 学校見学の際に、上履きと下履き入れのご持参をお願いいたします。

公開時間：AM9時30分～AM11時30分／PM1時30分～PM5時／無印 AMとPM両方

通 常 学 級				特別支援学級（固定級・通級設置校）			連 絡 先
学 校 名		公 開 日	入学者向け説明会	障がい 種別	公 開 日	入学者向け説明会 （固定級のみ）	
	第 一 中	9/24～27	9/25（水） 14:20 ～ 15:00	知的	9/24～27	9/25（水） 14:30～15:10	3888-5426
	第 四 中	9/24～26、 27AM、 28AM	9/28（土） 11:00 ～ 11:45				3887-6891
	第 五 中	10/15～18、 19AM	10/19（土） 11:00 ～ 12:00				3898-7391
	第 六 中	10/15～17、 18AM、 19	10/22（火） 15:00 ～ 16:00	知的	10/15、 16、 17AM、 18AM、 19	10/22（火） 16:00～16:30	3898-7491
	第 七 中	10/15～18、 19AM	10/19（土） 11:30 ～ 12:00	知的	10/15～18、 19AM	10/19（土） 10:30～11:00	3887-769
	第 九 中	10/15、 16AM、 17、 18、 19AM	10/19（土） 11:00 ～ 12:00				3887-7791
	第 十 中	10/15、 16AM、 17、 18、 19AM	10/19（土） 10:45 ～ 11:30				3887-7891
	第 十 一 中	10/21～24	10/24（木） 15:00 ～ 16:00				3887-8191
	第 十 二 中	9/24、 25AM、 26、 27、 28AM	9/28（土） 13:00 ～ 14:00				3605-2734
	第 十 三 中	9/30、 10/2AM、 3、 4、 5AM	10/5（土） 11:00 ～ 12:00	知的	9/30、 10/2AM、 3、 4、 5AM	10/2（水） 10:00～11:00	3605-4711
	第 十 四 中	9/30、 10/1～4、 5AM	10/1（火） 14:00 ～ 15:00				3899-1191
ア	青 井 中	10/15、 16AM、 17、 18、 19AM	10/19（土） 10:45 ～ 11:30				3880-2231
イ	伊 興 中	9/24、 25AM、 26、 27、 30	9/27（金） 14:30 ～ 15:30	知的	9/24～27、 30（全日AMのみ）	9/27（金） 14:30～15:30	3855-2361
	入 谷 中	10/2～4、 5AM、 7	10/5（土） 11:00 ～ 11:40				3855-3196
	入 谷 南 中	10/15、 16AM、 17、 18	10/17（木） 14:35 ～ 15:25				3897-9919
オ	扇 中	9/24、 25AM、 26、 27、 30	10/2（水） 15:00 ～ 15:40				3856-1421
カ	加 賀 中	10/2AM、 3、 4、 7、 8	10/8（火） 14:30 ～ 15:10				3857-1121
	蒲 原 中	10/15～18、 21	10/17（木） 14:00 ～ 15:00				3605-8335
ク	栗 島 中	10/21～24	10/8（火） 14:45 ～ 15:30	知的	10/21～24	10/8（火） 14:45～16:00	3852-1011
コ	江 南 中	9/30、 10/1、 2AM、 3、 4	10/4（金） 16:00 ～ 17:00				3911-6413
	江 北 桜 中	10/15AM、 16AM、 17、 18、 19AM	10/19（土） 11:00 ～ 11:40				3854-1191
シ	鹿浜菜の花中	10/15、 16AM、 17、 18、 19AM	10/19（土） 10:45 ～ 11:15	知的	10/15、 16AM、 17、 18、 19AM	10/19（土） 10:00～10:30	3899-1504
	新 田 中	10/7、 8、 9AM、 10、 11AM	10/8（火） 15:00 ～ 15:30	知的	10/7、 8、 9AM、 11AM	10/8（火） 15:30～16:15	3913-6665
セ	千寿青葉中	10/7、 8、 9AM、 10、 11	10/11（金） 14:45 ～ 15:35				3888-7456
	千寿桜堤中	10/16、 17AM、 18、 19AM、 21	10/19（土） 11:00 ～ 11:45				3888-5081
タ	竹 の 塚 中	9/30、 10/2～5	10/5（土） 10:40 ～ 11:30				3883-1251
ニ	西 新 井 中	10/15～18、 19AM	10/19（土） 11:15 ～ 12:00				3890-8167
ハ	花 畑 中	9/27AM、 9/30、 10/2AM、 3、 4	10/4（金） 14:30 ～ 15:15	知的	9/27AM、 30、 10/2AM、 3、 4	10/4（金） 14:30～15:15	3884-0731
	花 畑 北 中	10/15、 16AM、 17、 18AM、 19AM、 21	10/21（月） 16:00 ～ 16:40				3859-5031
	花 保 中	10/15～18、 19AM	10/19（土） 11:00 ～ 11:45				3859-8011
ヒ	東 綾 瀬 中	9/24～27、 28AM	9/28（土） 10:00 ～ 10:45	知的	9/24～27、 28AM	9/28（土） 11:00～12:00	3605-6565
	東 島 根 中	9/30、 10/2～4、 5AM	10/5（土） 11:00 ～ 11:40				3884-1331
フ	淵 江 中	9/30、 10/1～4、 5AM	10/5（土） 11:00 ～ 12:00				3885-0039
ヤ	谷 中 中	10/15～18、 19AM	10/19（土） 11:00 ～ 12:00				3620-6662
ロ	六 月 中	9/24～27、 28AM	9/28（土） 11:00 ～ 11:40				3859-1072

* 見学の際、手話による通訳を希望される場合は各学校へ2週間前までにご相談ください。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年9月12日

件 名	令和6年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施について
所管部課名	学校運営部青少年課
内 容	令和6年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施について、以下のとおり予定しているため報告する。 1 事業概要 (1) 日時 令和6年11月10日（日） ア 午前の部（9時30分から正午まで） 親子大会 イ 午後の部（13時00分から15時00分まで） シニア・オープン大会 (2) 会場 足立区役所庁舎ホール (3) 主催・共催 主催：足立区珠算教育振興会 共催：足立区・足立区教育委員会 (4) 対象 区内在住・在勤・在学の方 (5) 来賓 区長、教育長、区議会議長 2 今後の予定 9月30日（月） 応募締切 10月15日（火） 文教委員会で報告 11月10日（日） 事業当日

事業実施報告（7月）

行事名	実施日	会場	参加数
ジュニアリーダー研修会	7日（日）	梅田地域学習センター	19人
あだち日曜教室	14日（日）	梅田地域学習センター	27人
親子科学体験教室	14日（日）、21日（日）、 27日（土）	ギャラクシティ	64人
めざせキャンプの達人	21日（日）	宮城ゆうゆう公園 キャンプ場	5人
ジュニアリーダースーパー研修会	21日（日）	こども支援センターげんき	45人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事前説明会	28日（日）	島根小学校	102人

事業実施報告（8月）

行事名	実施日	会場	参加数
科学・ものづくり体験教室	1日（木）～31日（土）	各家庭 ※オンライン配信	220人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ	10日（土）～12日（月）	国立中央青少年交流の家	108人
あだち日曜教室	18日（日）	梅田地域学習センター	27人
ジュニアリーダースーパー研修会	18日（日）	ギャラクシティ	41人
親子科学体験講座	18日（日）、24日（土）、 25日（日）	ギャラクシティ	41人
体験！1日大学生	24日（土）	帝京科学大学	47人
enjoy 夢の体験教室	24日（土）	帝京科学大学	59人

事業実施予定（9月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	35人
親子科学体験講座	8日（日）、15日（日）	ギャラクシティ	48人
親子体験キャンプ	15日（日）	宮城ゆうゆう公園 キャンプ場	50人
電気の基礎講座「電子回路 を作ろう」	28日（土）	東京電機大学	15人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事後研修会	29日（日）	島根小学校	108人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年9月12日

件 名	児童虐待防止推進月間の事業実施について								
所管部課名	こども家庭相談室こども家庭相談課								
内 容	こども家庭庁が毎年11月に全国的に行っている「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」にあわせ、足立区においても次のとおり児童虐待防止の啓発事業を行う。 1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2024」 各駅頭にて、民生・児童委員、児童相談所、警察の方々と一緒に児童虐待防止のチラシと啓発グッズを配布する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日 時</th><th>場 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月7日(木) 午前7時30分～午前8時30分</td><td>六 町</td></tr> <tr> <td>11月8日(金) 午前7時30分～午前8時30分</td><td>北千住</td></tr> <tr> <td>11月9日(土) 午後2時 ～ 午後3時</td><td>西新井 梅島 竹ノ塚 綾瀬 江北</td></tr> </tbody> </table> 2 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方による体験発表会を行う。 (1) 日時 11月16日(土) 午前10時～正午 (2) 場所 こども支援センターげんき 3 養育家庭PRパネル展示 里親など養育家庭の登録を促進するため、養育家庭制度について周知を行う。 (1) 期間 11月12日(火)～15日(金) (2) 場所 足立区役所1階アトリウム 4 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 1、2歳のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と、育児スキルを高める方法を学ぶ。 (1) 日時 11月7日～12月12日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 場所 こども支援センターげんき 5 今後の方針 あだち広報のほか、区ホームページに「児童虐待防止推進月間」のページを作成するとともに、相談窓口を周知するページや体罰禁止を啓発するページをSNSを使って集中的に広報する。	日 時	場 所	11月7日(木) 午前7時30分～午前8時30分	六 町	11月8日(金) 午前7時30分～午前8時30分	北千住	11月9日(土) 午後2時 ～ 午後3時	西新井 梅島 竹ノ塚 綾瀬 江北
日 時	場 所								
11月7日(木) 午前7時30分～午前8時30分	六 町								
11月8日(金) 午前7時30分～午前8時30分	北千住								
11月9日(土) 午後2時 ～ 午後3時	西新井 梅島 竹ノ塚 綾瀬 江北								

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(8月)

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室「安全管理講習会」	8/7(水)	花畑小学校	33 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 足立東部地区少年軟式野球大会総合開会式	8/18(日)	中川公園野球場	28 人
足立ジュニア吹奏楽団 合宿	8/24(土)～8/26(月)	日光林間学園	36 人
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 「しまねサマーコンサート」	8/29(木)	島根小学校	31 人
安全管理員研修 「気になる子との接し方」(6/28(金)実施) 【動画配信】	配信期間 7/22(月)～8/5(月)	—	—

事業実施予定(9月)

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室「安全管理講習会」	9/5(木) 9/10(火) 9/18(水) 9/26(木)	佐野地域学習センター 竹の塚地域学習センター 東和地域学習センター 舎人地域学習センター	各 30 人 ～50 人
読み語りキャラバン in 小倉幼稚園	9/11(水)	小倉幼稚園 (保木間)	120 人
足立ジュニア吹奏楽団 発表演奏会	9/23(月・祝)	島根小学校	38 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「放課後ミニコンサート」	9/25(水)	平野小学校	35 人